

No.	税目	項目番号	項目名	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		WT事前確認		WT前整理			
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	確認項目	構成員回答	対応方針	WT対象		
6658	収納	1.1.	収納情報管理		速報・仮消込状態が一定期間（バナー等で設定可）経過し、残っている場合、一覧およびCSV出力ができること。		収納情報の整合性の検査を必要があり、検査により正しい収納情報管理を保持することができる。					反映する	●	【提案】2.1.14「速報・仮消込状態が一定期間（バナー等で設定可）経過し、残っている場合、一覧およびCSV出力ができること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。		異議なしが多数のため反映する。	
3497	収納	1.1.1	賦課情報取込	個人住民税(特別徴収・普通徴収)	個人住民税(特別徴収・年金特別徴収・普通徴収)	法321の7の4①で年金保険者を特別徴収義務者にすること。法321の7の4①、同②、法321の7の④にて期別の計算方法も納期限も通常の特別徴収（法321の5③）とは全く異なるため別管理が必要。						反映する	●	【提案】個人住民税（特別徴収・普通徴収）→個人住民税(特別徴収（給与・年金）、普通徴収とする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ×年金徴収を給与特徴と合わせて特別徴収として括るはいいか？ No.3498では「【提案】特徴を給与特徴と年金特徴で区別する。」とあるので、別々に区別してはどうか？		【提案】個人住民税(特別徴収（給与・年金）、普通徴収)→個人住民税(給与特徴・年金特徴、普通徴収)とする。	●
3648	収納	1.1.1.	賦課情報取込(当初)	各課税システムから当初課税データ（個人住民税（特別徴収・普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）を受け取り、調定情報として取り込めること。	各課税システムから当初課税データ（個人住民税（特別徴収・普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）を受け取り、調定情報として取り込めること。			年金特徴、償却資産税の当初取り込み処理も必要であるため				反映する		3497と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ×年金徴収を給与特徴と合わせて特別徴収として括るはいいか？ No.3498では「【提案】特徴を給与特徴と年金特徴で区別する。」とあるので、別々に区別してはどうか？		3497と同様	
4653	収納	1.1.1.	賦課情報取込	賦課情報である調定額と収納連携は毎日更新できること。	市民からの問い合わせの際スムーズに確認ができ、回答もできる。少なくとも年間で1h*5D*52w=260時間節約出来ると考える。							反映する	●	【提案】「調定情報として取り込めること。」→「任意の日付を指定して調定情報として取り込めること。」とする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 日付の定義があいまいであり、不要と考えます。		異議なしが多数のため反映する。	
5617	収納	1.1.1.	賦課情報取込(当初)	・賦課情報について、反映日を指定して取り込めること。 ・国保税の課税データを取り込めること。					・発送前の情報を相手方に伝えることを防ぐことができる。 ・本市においては国保は税として位置づけられているため。			反映する		4653と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			
635	収納	1.1.10	履歴表示	納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。	納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報、クレジット情報を管理できること。			納付種別が把握できるようにする必要あり。				反映する	●	【提案】クレジット納付を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			
2965	収納	1.1.10	履歴表示	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。			同日に複数納付の分納納付書で納付した場合にその情報が確認できなくなるため。				反映する	●	【提案】納付毎の管理とする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			
3282	収納	1.1.10	履歴表示	納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。	納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報及びクレジット・マルチペイメントネットワーク区分情報、共通納付情報、スマホ決済アプリ情報を管理できること。				窓口、電話等における市民からの納付に関する問い合わせに迅速に対応するため。			反映する	●	【提案】納付チャネルを管理できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			
3435	収納	1.1.10	履歴表示	アプリでの納付情報、クレジット収納の納付情報を管理できること。					納付方法、納付場所の情報が幅広く確認できることで、問題が発生した際に追跡調査が容易になるため。			反映する	●	【提案】納付チャネルを管理できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			

3461	収納	1.1.10	履歴表示	…	・納付（入金）データ毎に管理できること。					納付（入金）データ単位で照会できない。同一税目・年度・期別分を同日で支払した場合に管理が出来なくなります。	反映する		2965と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3462	収納	1.1.10	履歴表示	…	2-1-1の納付手段について、履歴表示で確認出来ること。		市民対応時このような方法で支払いをされたかの回答が必要な場合に具体的に回答できる。	決済履歴等の受付機型を確認する必要があるため、履歴表示で表示されることで確認する手間が省ける。			反映する	●	【提案】納付チャネルを管理できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3520	収納	1.1.10	履歴表示	納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。	納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。また、納付された方法（オンライン納付、モバイル決済、スマホ払い（LINE Pay請求書支払い等）の別）についても管理できること。				市民対応等においては、納付された場所とともに、オンライン決済の場合、どの納付方法で納付されたかも重要であるため。	反映する	●	【提案】納付チャネルを管理できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
4563	収納	1.1.10	履歴表示	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付書ごとに管理できること。		問い合わせに対して正確な状況説明が可能となり、スムーズな対応につながるため		分割納付等において、同日に同じ期別に複数回の消込があることが想定されるため、納付日毎では正確な収納状況の把握が困難と思われる	反映する		2965と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
5427	収納	1.1.10	履歴表示	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付書毎に管理できること。	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を管理できること。				分割納付等において、同日に同じ期別に複数回の消込があることが想定されるため、納付日毎では管理が困難と思われる	反映する		2965と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
5553	収納	1.1.10	履歴表示	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過誤納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。 …（以降省略）	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過誤納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。 …（以降省略）				利用された納付書の種類についてデータを蓄積することで催告効果や督促後の収納などの分析が可能となるため	反映する	●	【提案】納付チャネルを管理できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
5678	収納	1.1.10	履歴表示	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過誤納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。 調定履歴、納付履歴については完納後のデータについても表示されること。 速報の履歴については、確報の履歴で更新できること。 同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。 納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過誤納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。 調定履歴、納付履歴については完納後のデータについても表示されること。 速報の履歴については、確報の履歴で更新できること。 同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。 納付された金融機関情報（支店情報含む）、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。				問い合わせ時に情報が必要になることがあるため。	反映する	●	【提案】納付チャネルを管理できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
5948	収納	1.1.10	履歴表示	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過誤納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。 調定履歴、納付履歴については完納後のデータについても表示されること。 速報の履歴については、確報の履歴で更新できること。 同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。 納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過誤納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。 調定履歴、納付履歴については完納後のデータについても表示されること。 速報の履歴については、確報の履歴で更新できること。 同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。 納付された金融機関情報、コンビニ店舗・支店情報、共通納税情報、スマホ収納・収納PAY情報を管理できること。				収納情報が的確に表示されることで、住民から問い合わせがあった場合に、事実関係を確認する手間が省け、対応が早くなる。	反映する	●	【提案】納付チャネルを管理できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			

1085	収納	1.1.10.	履歴表示	税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に理解できるようになると思われるため。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に説明できるようになると思われるため。			反映する	●	【提案】「税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1147	収納	1.1.10.	履歴表示	税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に理解できるようになると思われるため。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に説明できるようになると思われるため。			反映する		1085と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1222	収納	1.1.10.	履歴表示	税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に理解できるようになると思われるため。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に説明できるようになると思われるため。			反映する		1085と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1291	収納	1.1.10.	履歴表示	税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に理解できるようになると思われるため。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に説明できるようになると思われるため。			反映する		1085と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1392	収納	1.1.10.	履歴表示	税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に理解できるようになると思われるため。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に説明できるようになると思われるため。			反映する		1085と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1492	収納	1.1.10.	履歴表示	税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に理解できるようになると思われるため。	納税相談時等に明細書を提示することで、納税者が納付した税額等を容易に説明できるようになると思われるため。			反映する		1085と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1669	収納	1.1.10.	履歴表示	過払納金の還付充当履歴	過払納金の還付充当履歴、還付特効履歴	還付未済なのか特効を迎えているのか判断するため			反映する	●	・表示項目に「還付特効履歴」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3649	収納	1.1.10.	履歴表示	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎に管理できること。	同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付日毎・収入日毎に管理できること。	収入日毎の管理も業務上必要であるため			反映しない		2965と同様		
6634	収納	1.1.10.	履歴表示	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過払納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により取消込含む）、納付方法、過払納金の還付充当履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知）が表示されること。これは完納後のデータについても表示されること。	前段で列挙された全項目が、完納後にも表示する必要がある。調定履歴と納付履歴だけを強調する理由が解らないため。			反映する	●	【提案】「これは完納後のデータについても表示されること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	

7680	収納	1.1.10.	履歴表示	納税義務者別に納定履歴、納付履歴（連絡により取消込含む）、納付方法、過誤納金の返付充当履歴、滞納履歴、発行した通知履歴（納付書、督促状、口座振替不能通知、口座再振替通知）が表示されること。	納税義務者別に納定履歴、納付履歴（連絡により取消込含む）、納付方法、過誤納金の返付充当履歴、滞納履歴、発行した通知履歴（納付書、督促状、口座振替不能通知、口座再振替通知）が表示されること。				「2.2.8 口座振替結果管理」に「再振替データを作成できる」とし、なお、再振替を行う際、延滞金も含めた合計金額に概の再振替通知書を送付する必要があると思われるため、履歴表示にも追加が必要があるため。	反映する	●	【提案】表示項目に「口座再振替通知」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 再振替を行う際、延滞金も含めた金額で振替を行うか、再振替通知書を送付するか、各市により事務処理が異なると思われる。当市では現状、再振替は本税課の振替であり、再振替通知書は送付していない。 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】E市意見及び「口座再振替通知」は帳票要件に定義していないため反映しない。定義済みの「口座振替再通知書」で対応可能と想定。	●
5958	収納	1.1.12.	DV等支援情報管理	個人別にDV等支援情報を管理（参照）できること。また、閲覧権限（所属、職位）の設定ができること。				「個人」があるが、他の機能では「納税義務者」とも表記されている。個人と納税義務者は異なるという認識は良いのか。	反映する	●	【提案】「個人別」を「納税義務者別」にする。 【事務局】1.1.12.～1.1.14.は、共通要件へ集約する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
5959	収納	1.1.13.	DV等支援情報管理	DV支援措置等情報を管理する専用のサブシステムより、DV等支援情報を連携できること。				「DV支援措置等情報を管理する専用のサブシステム」があるが、サブシステム内の既存管理システムでも管理される場合もあるのではないかと、住民記録システムとの連携によりDV等支援情報が管理される場合もあるのではないかと、そういったバケーンを整理し、明示すべきと考える。	反映する	●	【提案】専用のサブシステムについて、宛名、住民記録なども含まれることを確認する。 【事務局】1.1.12.～1.1.14.は、共通要件へ集約する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
5633	収納	1.1.15	納期限管理					集合税のため、固定資産税・国民健康保険税・住民税に対して一括して納期限を設定出来ること。	保留			【事務局】税目横断で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
6897	収納	1.1.15	納期限管理	また、任意に納期限を変更できること。	また、任意に納期限を変更できること。なお、変更について権限（所属・職位）の設定ができること。督促状発送などに変更しようとした場合などは、メッセージなどで注意喚起ができること。			誰でも更新できるのは困るため。	反映する	●	【提案】「督促状発送後に変更しようとした場合は、アラートが表示されること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 G回答 H回答 必要な機能と考えます。ただし、履歴のシステムにも同様の機能を追加しなければ実運用として機能しないため、履歴のシステムの機能要件にも追加を希望します。 I回答 J回答 K回答	【確認】納付書再発行・督促状発送は収納側で実施するため、課税側には不要と考えるが、課税側にも必要か。現在の運用も含め、ご検討いただきたい。なお、収納側で定義した機能の一部を履歴側で実装することは問題ありません。	●	
6636	収納	1.1.15.	納期限管理	各課税システム側から法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。	各課税システム側から連携される情報にもとづき、納期限が設定されること。 各課税システム側から「法定納期限」および「法定納期限等」の決定根拠となる情報が連携されること。	「地方税法第11条の4に規定する法定納期限」の他に、「地方税法第14条の9に規定する法定納期限等」の決定根拠となる情報の連携機能があれば、効率的に事務処理を行うことができたい。		「法定納期限」モジュールへ記録することではないが、使用頻度は比較的低いのではないかと。もし「法定納期限等」のほうが必要性が高い、「法定納期限等」が必要なら、滞納管理の2.1.4.、2.8.4.があり、その後広域各処理の連携にも出力される。 「法定納期限等」は、課税システムの情報だけでは確定できないので、連携内容を示す文書を用意する。（課税システムの情報以外の理由で変更する場合は、滞納管理の2.8.4.の機能で対応することを想定） 他の自治体を含め、「法定納期限等」の情報連携機能があれば効率的に事務処理を行うことができたい。	保留		【事務局】税目横断で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
7227	収納	1.1.15.	納期限管理	各課税システム側から法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。また、任意に納期限を変更できること。	各課税システム側から法定納期限、法定納期限等の情報が連携され、納期限、法定納期限、法定納期限等が設定されること。また、任意に納期限、法定納期限等を変更できること。	法定納期限等については地方税法第14条の9第1項に納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が地方団体の徴収金の法定納期限等（次の各号に掲げる地方税については、それぞれ当該各号に定める日とし、当該地方団体に係る督促手続料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基となった地方税に係る当該各号に定める日とし、その他の地方税に係る地方団体の徴収金については、法定納期限とする。以下この項において同じ。）以前に…とあるため、各課税の課定により法定納期限が設定されるのであれば、法定納期限等も連携されるべきであるため。また、公示送達等の理由により法定納期限等が変更となる場合において、システム上で法定納期限等の設定が変更されない場合等を考慮し、手作業で任意に法定納期限、法定納期限等も変更できるようにすべきである。			保留			【事務局】税目横断で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

2959	収納	1.1.2	脱課情報取 込	共有者を名寄せし、一覧表示できること	個人を検索した時、その個人が代表者となっている共有分を名寄せし、一覧表示できること。		納税者においては共有と単有の区別がついていない明合せが多いため				反映する	●	【提案】固定資産税の名寄せについて、「共有分を名寄せし」「納税義務者を検索した時、その納税義務者が代表者となっている共有分を名寄せし」に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。	【提案】市意見の通り、「その個人が代表者となっている」を削除する。	●	
3362	収納	1.1.2	脱課情報取 込(当初)	税目の固有の要件として、 ・固定資産税については、共有者の情報を表示できること。共有分を名寄せし、一覧表示できること。 ・軽自動車税については、標識番号を表示できること。 ・個人住民税の場合、事業所(特別徴収義務者)と従業員(特別徴収担当者)の情報を紐づけて表示できること。退職所得に係る所得割についての内訳を表示できること。 ・納期特例の事業者(特別徴収義務者)について、納期特例の納付月に納定金額が連携されること。退職所得の課税情報、控除超過額(配当割、株式等譲渡所得割、控除額)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。 ・法人住民税については、申告区分、事業年度及び均等割/法人税額の内訳を表示できること。	修正前に以下の文を追加 ・固定資産税において職員金を条例で定められている場合に職員金額を管理・表示できること。	第365条により納期前納付に対し職員金を交付することができるため						保留		【事務局】税目横断で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。		
6893	収納	1.1.2	脱課情報取 込(当初)	退職所得の課税情報、控除超過額(配当割、株式等譲渡所得割控除額)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	退職所得の課税情報、控除超過額(配当割、株式等譲渡所得割控除額)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。ただし、更新(登録、修正、削除)権限が設定できること。						保留		【事務局】共通要件で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 退職所得分固有の権限ということであれば、そこまで細分化した権限は不要と考えます。(個人住民税の各種権限に含める)			
1586	収納	1.1.2.	脱課情報取 込(当初)	税目の固有の要件として、 ・固定資産税については、共有者の情報を表示できること。共有分を名寄せし、一覧表示できること。	共有分が共有の代表者となっているもののみを判別できるように表示すること。 納税通知書の送付対象となっているか判別できるように表示すること。						反映する		2595と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			
2732	収納	1.1.3	税額更正取 込		更正訂定取込時、1つの納期の訂定が0円になった場合には、督促手数料訂定がある場合は督促手数料訂定も0円に変更されること。	地方自治法第二百三十一条の三に基づき、自治体の集約により督促手数料を徴収しており、納税義務者ごとに本税や延滞金と合わせて督促状の訂定を基幹システムで管理しているため。					反映する	●	【提案】14.2.5Cに督促手数料の要件を仕様化しており、訂定が0円になった場合、手数料も0にする要件を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 収納業務としては、更正訂定取込時に即時で督促手数料も0円に更新する必要性は低いと考えられており、現在の運用では、月次一括で0円にする処理も実施しています。そのため、更正訂定取込時に限定しなくても手数料を0円にする処理が可能となるような記載にしたいと考えています。	「督促手数料は、修正・削除ができること。Jで対応可能と想定。		
2962	収納	1.1.3	税額更正取 込		税目ごとに自動/手動の区別を設定でき、また期間によっては自動連携を止めることができること	当初課税を取り込んでから次の変更通知を発生するまでの間は更新されてしまうと決定前の情報を使ってしまう恐れがあるため(地方税法第三百二十一條の二)					保留		【事務局】税目横断で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			
3498	収納	1.1.3	税額更正取 込	個人住民税(特別徴収・普通徴収)	個人住民税(特別徴収・年金特別徴収・普通徴収)	法321の7の4(9)で年金保険者を特別徴収義務者にすること。法321の7の4(1)、同2、法321の7の(1)にて期別の計算方法も納期も通常の特別徴収(法321の5(1))とは全く異なるため別管理が必要。					反映する	●	【提案】特徴と給与特徴と年金特徴で区別する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			
3732	収納	1.1.3	税額更正取 込		1.1.2と同様、法人住民税の各項目・内訳を取り込めること		業務上、延滞金や加算金を計算する際の基礎情報になるため				反映する	●	【提案】1.1.2の内容は更正分の取り込みも同様である旨を補記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。			

4560	収納	1.1.3	税額更正取 込	取の込み期間について、税目単位に即時・日次・月次を複数選択できること。 取の込みの際にエラーが発生した場合、エラー内容を把握できなく、(エラーが発生しない構造の場合、この限りでない)。	取の込み期間について、税目単位に即時・日次・月次を複数選択できること。 取の込みの際にエラーが発生した場合、エラー内容を把握できなく、(エラーが発生しない構造の場合、この限りでない)。	日次や月次を選択することで、より正確な課税を、即時を選択することでスピード感のある対応が可能になる。		人口の多い自治体は課税件数も多いため、日次や月次を指定する場合は多いと思われるが、業務において窓口対応時などに即時反映が必要な場面もあるため、自治体が自由に複数のタミングで税額更正データを取込める必要がある。 また、エラーとなった場合、削除や修正して取込むことも想定されるため、管理が必要。	反映しない	●	【提案】任意に指定できる旨を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
7018	収納	1.1.3	税額更正取 込	(追加) 各課税システムの調定額と収納調定額が不一致である場合はリストを抽出できること。				エラーなく連携した場合でも、各課税システムの調定額が収納へすべて連携していない可能性があるため、(各課税システムの調定額と収納調定額が不一致となると必ずエラーが発生する場合はこの限りではない)	反映する	●	【提案】5.2.1.で法人のみでなく全税目とする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2803	収納	1.1.3. 1.1.4.	税額更正取 込	調定情報が異動になった対象者を把握できること	(実装すべき機能) 取り込んだ結果、過年度調定額更正による滞納繰越調定額減額が集計できること。			調定更正データと収納データを組み合わせて集計する必要があり、8時間/月程度の作業が低減すると考えられるため	反映する	●	【提案】5.2.1.に滞納繰越の調定額の異動の把握方法を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
6655	収納	1.1.4.	税額更正取 込	異動前後の税額とその差額を照会できること。				過誤納処理では、異動前後の差額を確認する必要があり、突合時に手計算することとなる。その正確性を高めて、手計算の時間を短縮するため。	反映する	●	【提案】「異動前後の差額が照会できること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3363	収納	1.1.5	収納情報管 理	納税義務者ごとに調定情報・納付情報が照会できること。納付情報には、充当予定情報も含まれること。 複数税目の情報がある場合は、名寄せして表示されること。	納税義務者ごとに調定情報・納付情報が照会できること。納付情報には、充当予定情報及び税額金額も含まれること。 複数税目の情報がある場合は、名寄せして表示されること。	第365条により納期前納付に対し税額金を交付することができるため			保留		【事務局】税目横断で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3281	収納	1.1.6	収納情報管 理	税目、会計年度、収入年度、収入日単位で収納状況が照会できること。	税目、会計年度、収入年度、収入日、期別単位で収納状況が照会できること。			実装機能として搭載されていると思うが、資料に記載がないため、念のため表記しておく。	反映する	●	【提案】期別を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3456	収納	1.1.6	収納情報管 理	...	納付(入金)データ単位で収納状況が照会できること。			納付(入金)データ単位で照会できないと、同一税目・年度・期別分を同日で支払した場合に管理が出来なくなります。	反映する	●	【提案】納付毎の収納状況が照会できることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
4562	収納	1.1.6	収納情報管 理	税目、会計年度、収入年度、収納日単位で収納状況が照会できること。	税目、会計年度、収入年度、収納月単位で収納状況が照会できること。			一定の期間で収納状況を確認する場合、期間指定することで容易に確認できる	反映する	●	【提案】期間指定を条件に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
6894	収納	1.1.6	収納情報管 理	税目、会計年度、収入年度、収納日単位で収納状況が照会できること。	税目、会計年度、収入年度、収納月単位で収納状況が照会できること。			月単位の収納状況も確認したいため。	反映する	●	【提案】月別を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

3517	収納	1.1.6.	収納情報管理	税目、会計年度、収入年度、収納日単位で収納状況が照会できること。	税目、会計年度、収入年度、領収日、日計日単位で収納状況が照会できること。				収納日の意味するところが、相手が収めた日（領収日）または自治体への贈金日（当市では日計日と呼んでいる）のどちらか一方しか指していないのであれば、両方の情報が事務処理上不可欠であるため。	保留	●	【提案】領収日を追加する。 【事務局】最終化の際に用語を統一する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。
3934	収納	1.1.6.	収納情報管理	税目、会計年度、収入年度、収納日単位で収納状況が照会できること。 照会結果は一覧で抽出できること。	期別単位でも照会できること				仕様の補足	反映しない		3281と同様	
3518	収納	1.1.7.	収納情報管理	納税義務者ごとに催告、執行停止、不納欠損等の処分情報を照会できること。	納税義務者、税目、年度、期別に催告、執行停止、不納欠損等の処分情報を照会できること。				催告も執行停止も不納欠損も期別単位で行うものであるため、納税義務者+税目+年度+期別での照会が必要である。	反映する	●	【提案】税目、年度、期別を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。
6657	収納	1.1.7.	収納情報管理		照会結果はCSVでも出力できること。			集計や調査分析の際に、詳細情報として保持しておくことで利便性が増すため。		保留		【事務局】税目横断で検討。	A回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。
3457	収納	1.1.8	未納情報管理	...	範囲指定し、				月次での運用を想定しています。	反映する	●	【提案】抽出期間を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。
632	収納	1.1.9	未納情報管理	納税管理人・相続人等の代納を行っている義務者が納めるべき未納額・納期到来未納額を表示できること。	納税義務者が他の納税義務者の納税管理人・相続人等の代納を行っている場合、その納税義務者が納めるべき未納金額・納期到来未納額を表示する際には改めて表示すること				表示機能の観点からは、情報管理での同様の視点が必要ではないか	反映する	●	【提案】「納税義務者が他の納税義務者の納税管理人・相続人等の代納を行っている場合、その納税義務者が納めるべき未納金額・納期到来未納額をまとめて表示すること。」に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。
6661	収納	2.1.	入金・消込処理		新規追加：消込処理（共通納税） ・共通納税の消し戻し処理ができること（退却所得分離課税を含む） ・仕様書（共通）1.6.4.f.eLTAXI納税者IDの管理の仕様を活用し、納付情報管理ファイルに含まれる納税者IDから、システム内で紐づいている通知番号（指定番号）を自動的に補い、納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報の有無にかかわらず、自動的に補った通知番号（指定番号）を基に消込できること。			共通納税システムは今後も利用継続されていてであろうシステムであるが、現状、消込時に納税者IDから通知番号（指定番号）を補うことができないため、指定番号なしや誤った指定番号を入力してくる業者が多数存在しており、この点について、改善することで職員のエラー修正時間の大幅な短縮を図ることができるため。		保留		【事務局】APPLICに確認。仕様書（共通）1.6.4.「eLTAXI納税者IDの管理」の仕様を活用し、納付情報管理ファイルに含まれる納税者IDから、システム内で紐づいている通知番号（指定番号）を自動的に補い、納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報の有無にかかわらず、自動的に補った通知番号（指定番号）を基に消込できること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。
5591	収納	2.1.-	クレジット連絡		クレジット納付の連絡データを取り込み、管理（参照）できること。				クレジット連絡を利用した収納管理も必要であるため。	反映する	●	【提案】クレジット連絡についての記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。
2956	収納	2.1.1	消込用データの管理		地方税滞納整理機構納付データを取り込めること。			現在も収納データを取り込みにて対応しています。データの取り込みが出来ないと納付書を発行してOCRで読み込ませることになり、職員の負担が増大するため。		保留		【事務局】地方税滞納整理機構とのデータ連携については、記載方法を事務局で検討する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。

3464	収納	2.1.1	消込用データの管理	...	コンビニ、クレジット、共通納税については速報データ内の公金日を元に対象の公金日に入金がある金額を税目、本税額使延滞、現年遡年ごとに集計できると。					銀行入金データの内訳を事前に報告する必要があり、必要な機能となります。	反映する	●	【提案】速報データの集計機能を有すること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
3735	収納	2.1.1	消込用データの管理		納入済み通知票の裏面号ごとに集計・消込ができること					当市ではOCRの読み込み作業を職員が行っているため。	反映する	●	以下を備考欄に記載するパッケージが揃えるOCRのインターフェースに合わせて、OCRの処理を対応いただく想定。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
3737	収納	2.1.1	消込用データの管理		金融機関納付情報サービス（銀行サービス）の情報取込・消込機能を備えていること					銀行サービスを利用している納税者も多数いるため。 （当市ではDVDを用いて情報の取寄せを行っている）	反映する	●	【提案】2.1.1.に地方税納入サービスの納付データの取込ができるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
4726	収納	2.1.1	消込用データの管理	各納付手段（一般納付（OCR・ハンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納税、年金特別徴収）の納付データを元、各税目の消込データを作成できること。 取込に納付データを元、各税目の消込データを作成できること。 消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、徴収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。 消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データを作成できること。 合算納付書に対応した納付データの取込ができること。 滞納管理システムから充配当データを収納システムに連携できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。	各納付手段（一般納付（OCR・ハンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納税、年金特別徴収）の納付データを元、各税目の消込データを作成できること。 取込に納付データを元、各税目の消込データを作成できること。 消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、徴収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。 消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データを作成できること。 また歳入・歳出の判定を任意に設定できること。 合算納付書に対応した納付データの取込ができること。 滞納管理システムから充配当データを収納システムに連携できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。				当市では、控除不足充当は歳出のため財務連携しないが、減額の変更により充当となった場合は歳入となるため財務連携を行う。 このように判定を行えるよう希望する。 （市区によっては運用が異なると考えられるため、歳入・歳出の判定を任意に設定できることが望ましい。）			収納チャネル別に消込処理が記載がありますが、金融機関納付情報サービスについては取込機能も消込処理の項目もありません。	要検討	●	【提案】財務会計と連携できるように追加する。	A回答 消込用データには、主に納付のデータのみを管理しており、充当データまで含んでしまうと財務側での管理が複雑になってしまうおそれがあります。ついては、充当データを連携する必要があれば、財務用連携の別メニューで設定すべきと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 財務会計システムとの連携機能については、各市により財務会計システムや運用上の相違があると考えられるため、連携しない選択肢も現してください。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】財務会計システムとの連携については、自治体ごとに設定できることとする。
2806	収納	2.1.1	消込用データの管理		消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データを作成できること。					財務会計システム側での取込機能がないなど、データ連携取込を実施していない自治体においては、帳での出力が必要となるため	反映する	●	【提案】消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データを作成できること。→消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データまたはリストを作成できることと修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
2975	収納	2.1.1	消込用データの管理		東京MTデータの納付データの取込ができること。					東京MTを本市で採用しているため。	反映する	●	【提案】振替MTの納付データの取込ができるよう追加する。	A回答 金融機関等の各種納付データ電子化サービスについて個別に要件を列挙すべきでないと考えます。 （インターフェースについてはサービス業者に合わせて調整できるような要件になっていると認識しています。） B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	納付チャネルの記載レベルは最終化の際に検討する。		

3523	収納	2.1.1.1.	消込用データの管理	各納付手段（一般納付（OCR-パンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納税、年金特別徴収）の納付データを元にして、各税目の消込データを作成できること。 消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、領収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。	各納付手段（一般納付（OCR-パンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納税、銀行から個別に届く地方税納付サービス）のデータ、年金特別徴収、配当控除不足額（充当分）の納付データを取得できること。 取の込人が納付データを元にして、各税目の消込データを作成できること。 消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、領収日、金融機関、支店、納付書種別、共通納税番号が管理できること。		多くの金融機関が地方税納入サービスとして実施している特徴納入分の消込データを取り込めなければ、運用が成り立たない。	●1.1.10C整合を図るため「消込データの項目として～」J02.02.03.金融機関・支店も追加。 ●納付書種別等の確認及び作成がなおいて必要となるため、収納納付画面において分納での納付と確認すること。 ●全期前納納付書を使用した納付する場合、納付書発行時の個別納付データを確認して、その後税額変更等が発生しても元々の全期前納納付書で納付があった場合、保持している個別納付書の消込データを作成されるよう追加してほしい。当市において、全期前納納付書を使用した納付が実施される前には、税額変更が発生し、収納状況の確認が取れる前に納税義務者よりの申し出により差額納付書発行と場合、差額納付書は明細に個別に分かれて送付されるため、当該個別へ差し込まれる。一方、全期前納納付書は明細の区切りがないか（実行システムセンターにも標準PKGでは仕方がないといわれた）、納付書の金額が納付済までの新しい固定額を若い期別から順に充当されていく。結果、全期前納納付書と差額納付書の使用により、ある期別は納付であるにもかかわらず、ある期別は未納といった現象が生じる。 ●固定資産税においては固定資産税と都市計画税の内訳を課税価格から引き継ぐこととなるので、その情報をもとに収納額においても、前年度準ずる収納画面等で参照できないもので、内部データとして提供してほしい。総計資料作成時に納付額において正確な内訳が必要となる。	反映する	●	【提案】全期前納納付書は、期別ごとの消込となるよう追加する。 【確認】全期前納納付書について、期別ごとの消込となる運用で問題ないか。 【提案】固定資産税の内訳についても把握できるように追加する。	A回答 都市計画税について管理する必要はないと考えます。 【確認】都市計画税について管理する必要はないと考えます。 集計時等に必要に応じて集分すればよいと考えます。 【確認】問題ないか。 B回答 【確認】問題ない C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】全期前納納付書は、期別ごとの消込となるよう追加する。 【確認】都市計画税について管理する必要はないと考えます。 集計時等に必要に応じて集分すればよいと考えます。 【確認】問題ないか。 B回答 【確認】問題ない C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	●
3909	収納	2.1.1.1.	消込用データの管理	… 消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、領収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。	… 消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、領収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。		消込処理日ごとに確認できることで、確認作業時間が軽減されるため。		反映する	●	【提案】消込用データを消込処理日毎に確認したい要望があり、消込処理日を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
1560	収納	2.1.1.0	消込処理（マルチペイメントネットワーククレジット納付）		本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込できること。		延滞金のある納付書についてもマルチペイメント、クレジット納付ができる。		反映する	●	【提案】2.1.9.記載の「本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込できること。」を本機能にも追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5966	収納	2.1.1.0.	消込処理（マルチペイメントネットワーククレジット納付）	納付書発行データ（請求データ）をサービス事業者へ登録できること。 クレジット、マルチペイメントネットワークの消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 継続払い・都度払いに対応できること。 クレジット払いの申込者・契約者情報の登録、参照、抽出、修正等ができること。 また、一覧表を作成できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行うこと。			「サービス提供事業者」「契約相手方」は同一か、異なるのか。同一・同一のことであれば、用語の統一が必要である。		保留			【事務局】「サービス事業者」「契約相手方」の表記の精査を行う。		
4569	収納	2.1.1.11	消込処理に伴う延滞金計算	消込処理により、確定延滞金の確定変更が自動で行われること。また、延滞金調定額が確定・変更になった対象者リストが出力されること。 消込処理により、調定≦納付額となった場合に、確定延滞金調定額の計算を行うこと	消込処理により、確定延滞金の確定変更が自動で行われること。また、延滞金調定額が確定・変更になった対象者リストが出力されること。 消込処理により、調定≦納付額となった場合に、確定延滞金調定額の計算を行うこと		延滞金調定額が0円で確定する調定がほとんどであり、必要な対象者リストが出力されないために明記する必要があると思われる		反映する	●	【提案】延滞金調定額は0円で確定することもあるため、1円以上のリストが出力できるように記載に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5684	収納	2.1.1.11	消込処理に伴う延滞金計算	消込処理により、納付額（本税・延滞金）が最新の状況となること。 消込処理により、確定延滞金の確定変更が自動で行われること。また、延滞金調定額が確定・変更になった対象者リストが出力されること。 消込処理により、調定≦納付額となった場合に、確定延滞金調定額の計算を行うこと。	消込処理により、納付額（本税・延滞金・督促手数料）が最新の状況となること。 消込処理により、確定延滞金の確定変更が自動で行われること。また、延滞金調定額が確定・変更になった対象者リストが出力されること。 消込処理により、調定≦納付額となった場合に、確定延滞金調定額の計算を行うこと。			業務上必要となるため。	要検討	●	【提案】督促手数料について追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	督促手数料については、実施してもしなくても良い機能としている。	
6638	収納	2.1.1.1.	消込処理に伴う延滞金計算						反映する	●	【提案】調定額2,000円未満の場合、延滞金が加算されないケース等、地方税法の規定に従って確定延滞金が計算されるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
646	収納	2.1.1.2	調定が無い場合の消込（法人住民税）		保留扱いのリストを出力できること			リストによる確認は必須である。	反映する	●	【提案】APPLIC修正案内で、納付の保留扱い、暫定的な消込扱等で未調定分の消込の管理を行うため、その対象者を把握できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

2970	収納	2.1.14.	コンビ二速報 /MPN速報	コンビ二納付・マルチペイメントネットワーク納付の速報データを取り込み、管理（参照）できること。	コンビ二納付・クレジット納付・スマホ払い・マルチペイメントネットワーク納付の速報データを取り込み、管理（参照）できること。同一納付書に対する複数の速報データを管理できること。納付ができる税目とできない税目の管理ができること	同一の納付書でクレジットとコンビ二等複数回払われた納付を適切に管理する必要があるため。自動判断ができることで、コンビ二対応のできないも職員が判断しなくてはならないようにするため。（年間14,000件のオンライン発行）			要検討	●	【確認】同一の納付書で複数納付される場合等を把握するため、速報データの履歴管理機能の要望がありますが、必要性が高いでしょうか。	A回答 取り込みの要件とは別にすべと考ます。 B回答 【確認】スマートフォン決済を行った納付書を使用し、CVSでも納入するケースが考えられるため、費用性は感じられる。 C回答 速報データの履歴管理機能が想像できません。 D回答 現状、コンビ二納付にしか対応していないためこいつはこいつではない、同一の納付書で複数納付される場合、各納付履歴は必要。 E回答 コンビ二本部で各店舗の納付集計に時間を要するため、速報データの登録から速報データの送信まで約2週間前後かかっており、速報データの履歴管理機能については必要性があるものと考えます。 F回答 当然でも、スマホ決済を導入したことにより、同一納付書による複数の速報データが取り込まれる可能性があるため、履歴管理機能は必要。 H回答 【確認】 I回答 情報が入ってくるまでは情報の保持は必須ですが、情報消滅以降は速報の履歴の保持は不要と考えます。 J回答 -履歴管理できると便利だが、必要性は高くないと考える。 K回答 すべての速報データを取り込み、納付確認のために必要です。（ただし、履歴管理については1.1.10.のとおり、「情報の履歴で更新できること。」で十分です）	【確認】速報データの履歴管理は不要との意見が多数であったため、速報データの管理について、以下を追加しても問題ないか。なお、APPLICにも管理可能なことを確認済み。 【同一納付書に対する複数の速報データを管理できること、2回目以降の納付は過払納（二重納付）として管理できること。】
5968	収納	2.1.14.	コンビ二速報 /MPN速報	コンビ二納付・マルチペイメントネットワーク納付の速報データを取り込み、管理（参照）できること。	コンビ二納付・マルチペイメントネットワーク納付の速報データを取り込み、夜消込できること。				反映する	●	【提案】夜消込となることを明示する。	A回答 取り込みの要件とは別にすべと考ます。また夜消込の要件には「夜消込」の定義が必須です。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	取込管理できること、取り込みの際、夜消込できることで区別する。 言葉の定義は、用語集で整理する。
2890	収納	2.1.16	消込エラー抽出処理	収納消込エラーのリストが出力できること。エラー修正後、再消込処理ができること。	収納消込エラーのリストおよび集計表が出力できること。エラー修正後、再消込処理ができ、処理対象者一覧が出力されること。				反映する	●	【提案】保留状態のリストが出力できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
5123	収納	2.1.16	消込エラー抽出処理		共通納税のエラーも含むこと。				反映する	●	【提案】「全ての収納チャネルについて」を付記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
5634	収納	2.1.16	日計/月計表作成	日計表（月計表）において本税・借税手数料・延滞金・純未済額の内訳が確認できること。	日計表（月計表）において本税・借税手数料・延滞金・純未済額・還付額・充当額の内訳が確認できること。				反映する	●	【提案】2.1.17.に還付額・充当額の追加を検討する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
2029	収納	2.1.16.	消込エラー抽出処理	年度・税目・期間指定をして	年度・税目・期間・収納方法・速報確認区分を指定して				要検討	●	【提案】収納チャネルを抽出条件に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	消込エラーのため速報データを対象としている。 要件の考え方で整理する。
2524	収納	2.1.16.	消込エラー抽出処理						反映する	●	【提案】1.1.2.にみなし申告対象者を把握したい意見に対応し、機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
650	収納	2.1.17	日計/月計表作成	月計表において毎年・繰越での抽出ができること。	月計表において各年度、税目ごとに件数（納付書ごとのれべ）と税額・借税手数料・延滞金の小計と税目ごとの現年分と滞納分の合計を表記すること。				反映する	●	【提案】月計表において件数と金額を把握できる旨を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	

651	収納	2.1.17	日計/月計表作成	月計表において収納チャネル別の内訳が確認できること。	月計表において収納チャネル別の内訳が確認でき、かつ納期内納付の件数、金額が確認できること。					法人住民税については法人割・均等割がそれぞれ集計されること。収納チャネルについて明確化する必要あり。	反映する	●	【提案】各税目の割の内訳が集計されるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。				
1562	収納	2.1.17	日計/月計表作成		日計表において過年度随時課税の何年分かの内訳がわかること。 月計表において過年度随時課税の何年分かの内訳がわかること。					過年度随時課税分の集計、軽自動車税の種別割合と旧法分の集計は必須。	反映する	●	【提案】備考欄に、軽自動車税について旧法/新法の内訳把握ができるよう記載。 【提案】賦課年度での抽出も可能となるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。				
3287	収納	2.1.17	日計/月計表作成	日計表は消込日当日から出力できること。	日計表は消込日当日から出力できること。また、過年度別の日計表も出力できること。					県民税の払込事務に係る過年度の集計の際に、過年度別の集計（平成19年度以降、平成18年度以前）での別集計を実施するため、変更しているのが不明確であるため、表記しておく。	保留		【事務局】平成18年度以前、19年度以降で、市町村民税/都道府県民税の内訳が変わったため、別集計する自治体が見受けられる。既/パッケージで実装されているか、APPLICに確認する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○平成18年度以前、19年度以降の区分は県民税払込事務処理のため必要であると考えます。				
3470	収納	2.1.17	日計/月計表作成	...	月計表において支払期別ごとの内訳が確認できること。					課税担当課の調査と合っているかを確認する際に、各期ごとの測定額も確認するため。	反映する	●	【提案】期別単位の集計を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。				
5685	収納	2.1.17	日計/月計表作成	収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（日計表）の確認ができること。 日計表において現年・繰越での抽出ができること。 日計表において本税・督促手数料・延滞金の内訳が確認できること。 日計表において収納チャネル別の内訳が確認できること。 日計表は、消込日当日から出力できること。また、日付を指定して出力できること。 収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。 月計表において現年・繰越での抽出ができること。 月計表において本税・督促手数料・延滞金、純未済額の内訳が確認できること。 月計表において収納チャネル別の内訳が確認できること。 月計表は、出納滞り期間中は旧年度・新年度とも出力できること。	収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（日計表）の確認ができること。 日計表において現年・繰越での抽出ができること。 日計表において本税・督促手数料・延滞金の内訳が確認できること。 日計表において収納チャネル別（スマホ収納データとコンビニ収納データが同一の収納データとして消込される場合）の内訳が確認できること。 日計表は、消込日当日から出力できること。また、日付を指定して出力できること。 収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。 月計表において現年・繰越での抽出ができること。 月計表において本税・督促手数料・延滞金、純未済額の内訳が確認できること。 月計表において収納チャネル別の内訳が確認できること。 月計表は、出納滞り期間中は旧年度・新年度とも出力できること。					月締め作業等の集計作業が容易になり、時間短縮につながるため。 ※月締め作業1回につき約1時間の短縮が見込める。			反映する	●	【提案】月計表においては、滞納繰越分を年度別に出力できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。		
6434	収納	2.1.17	日計/月計表作成		・日計表も出納滞り期間中は旧年度・新年度ごとに帳票を出せるようしてほしい。					滞込調りを見つかるようにするため。	反映する	●	【提案】日計表についても出納滞り期間中は旧年度・新年度とも出力できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。				
2009	収納	2.1.17 2.1.18	日計/月計表作成		日計および月計の抽出科目は、「現年」「過年度」「滞納繰越」「延滞金」の区別を維持する必要あり。特別区から東京都への毎月報告で必須。 普通徴収においては、年金特徴収分を区別して抽出できること。	左記の科目区分は、特別区から東京都への報告で使っているものであるため、報告の様式に変更がない限り、標準システム側でも対応して頂きたい。					反映する	●	【提案】普通徴収において、年金特徴を区別できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 確認項目の内容に特に異議はありません。				

2142	収納	2.1.17.	日計/月計表作成	現年・繰越での抽出	課税年度の抽出追加（給与特別徴収分）	特別徴収税額通知に課税年度記載のため（地方税法第43条・地方税法施行規則第2条第1項）					要検討	●	【確認】給与特徴分について、課税年度での抽出機能の必要性は高いか確認 A回答 有用性はあると考えます。 B回答 【確認】課税年度で抽出する必要性が不明のため、コメントなし C回答 現行システムでは整備されていません。必要性は高くないと考えます。 D回答 不明 E回答 ○住民税の金額における給与特徴分の占める割合が低い。給与特徴分について、課税年度での抽出機能の必要性は高いと考えます。 F回答 収納側では、課税年度ではなく課税年度での管理が必要。 H回答 I回答 事務処理上必須です。 J回答 ・収納システムへ課税側の課税異動が正しく反映されているか確認するために必要。課税側側だけでは過年度課税更正が滞り分かつた分を滞り分かつた分を確認することができない。（固定表は累計滞り分確定の確認のために必要。） K回答 給与特徴分についても県税払込のために課税年度別の抽出機能は必要です。	【確認】必要との意見もあるため、オプションとして追加を検討する。 課税年度ではなく、課税年度として問題ないか。 【提案】市意見について、固定表は課税側の定義とし、日計/月計表の帳票根拠に「過年度課税更正分」について、滞り分かつた分を滞り分かつた分を確認することを追加する。	●
7371	収納	2.1.17.	日計/月計表作成	月計表において現年・繰越での抽出ができること。 収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。	月計表において現年・繰越での抽出ができること。（繰越は18年度以前と18年度以降で内訳を作成できること） 収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。（給与特別徴収分については、6月～3月分と45月分を分けて内訳を作成できること。※会計年度毎に自動で振り分けされるなら不要）	個人県民税の払込事務に内訳が必要のため				反映する	●	【提案】給与特別徴収分については、6月～3月分と45月分を分けて内訳を作成できるよう、追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 修正後欄「繰越は18年度以前と18年度以降で内訳を作成できること」について、政令市については、平成30年度以降分と平成29年度以前で内訳を作成することも必要です。	政令市については、政令市要件で検討する。		
7372	収納	2.1.17.	日計/月計表作成		【裏表してはくても良い機能】 個人住民税の控除不足額の均等割額への充当金額を集計できること。 退職金納付額＝固定額の情報を集計できること。	個人県民税の払込事務に内訳が必要のため				反映する	●	【提案】退職分滞り課税分の課税情報を集計できるよう追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
652	収納	2.1.18	日計/月計表作成							反映する	●	【提案】本税、延滞金、督促手数料毎に情報が得られるような記載とする。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
3471	収納	2.1.18	日計/月計表作成	「どの項目から」「どの項目へ」収入金を移したかの金額と件数の情報が得られること。	「どの項目から」「どの項目へ」収入金を移したかを本税・督促、延滞金ごとに金額と件数の情報が得られること。					保留	●	【事務局】固定資産税の償還金（固定資産税の変更に伴う償還金）について、日計表、月計表に記載するケースはあるか。記載する場合、どのような機能が必要となるかを、APPLICに確認する。 A回答 日計表・月計表には不要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
76	収納	2.1.18.	日計/月計表作成		・歳出の過誤納金を「税目・現年滞納」に充当					反映する	●	【提案】歳出選付についての記載を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
638	収納	2.1.3	滞り分データの管理		出納滞り期間において、会計年度を分けた収入集計表が作成できること。					要検討	●	【確認】出納滞り期間中、会計年度ごとに収入集計表を出力できる必要性はあるか。 A回答 有用性はあると考えます。 B回答 【確認】必須である。 C回答 現行システムでは整備されています。必要です。 D回答 必要と考える。 現状：出納滞り期間中の滞り分については、フラグによってそれ以外の期間と区別するようになっている。 QCについては会計年度ごとに消し込んでいる。共通納税やコンビニ収納などは会計年度にかかわらず一本のデータを消し込むが、会計年度ごとの日計表が出力されている。 E回答 必要性有と考える。 F回答 会計年度ごとの集計表は必須です。 H回答 I回答 出納滞り期間は両年度の収入が並存しているため、会計年度ごとの収入集計表が出力できないと、日次の集計ができません。必須です。 J回答 ・必要性は高い。当市においても、収入科目別の財務との収入金額の確認として利用しているため。 K回答	【提案】必須との意見多数のため、反映する。	●	

3740	収納	2.1.3	消込用データの管理	取込んだ納付データの照会・修正ができること。	取込んだ納付データに対して、照会・修正だけでなく、データの新規追加もできること。				当市ではOCRの読み込み作業を職員が行っており、従前の機械読み込みができない納付書が銀行から送られるケースが散見され、OCR読み込みをしただけで納付データの追加が必要となることがあるため。	反映する	●	【提案】任意の納付データの追加ができるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
4564	収納	2.1.6	消込処理（一般納付）	窓口で納付があった場合、振込の登録ができること。	窓口で納付があった場合、本税、延滞金、督促手数料の振込の管理（登録、修正、削除）ができること。一部納付も管理できること。本消込額との不一致や設定した一定期間経過後も未消込されない振込分についてチェックリストが出力されること。	納付した内容が正確に確認することができる	納付内容を正確に把握することができ、納付書の再発行や問い合わせへの回答等がスムーズになる	（振込は職員がオンライン入力する前提） 職員のユーザエラー（誤入力）が想定されるため、振込額と本消込額の不一致、一定期間経過後も未消込されない場合は、操作書へ確認、帳の修正等が必要であるため	【提案】本税、延滞金、督促手数料を振込対象にできるよう追加する。 【事務局】振込について、詳細な金額を定義しないケースがあり得ると考えているが、一部納付の振込は一般的に実施されているか、APPLICに確認する。実装可能であれば、一部納付も管理できるよう追加する。	保留	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 振込額を反映した督促を出す必要があるため、一部納付の振込は実現は要望します。		一部納付については、APPLIC意見も踏まえ検討する。	
4689	収納	2.1.6	収納管理	一般納付（OCR・パンチ）の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 窓口で納付があった場合、振込の登録ができること。 収納履歴について、手動で修正できること。 法人住民税の均等割・法人税割額の納付内訳の場合、内訳の入れ替えができること。	一般納付（OCR・パンチ）の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 窓口で納付があった場合、振込の登録ができること。 収納履歴について、手動で修正できること。 法人住民税の均等割・法人税割額の納付内訳の場合、内訳の入れ替えができること。 給与特徴住民税の退職分の納付が実行でき、本税と退職分の内訳の場合、内訳の入れ替えができること。	事務効率化のため			【提案】6.1.9で、給与特徴住民税の退職分の納付書が発行できるよう追加する。 【事務局】個人住民税期末と退職分課税で内訳に誤りがある場合、内訳の移動ができるよう追加する。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
7230	収納	2.1.6	消込用データの管理	消込後の納付データを別設定に振替処理ができること。 振替処理後に振替確認リストが出力されること。 振込データが別設定と不一致のため、振込が出力されない場合は振込データエラーリストが出力されること。 共通納付データについて設定と不一致の場合は不一致リストが出力されること。 共通納付データの修正ができること。データをリストから削除できること。 本消込データが来ないため、振込データが1か月以上たっても残っている場合は振込削除リストが出力されること。 窓口納付の際、収納システムで領収書を出力し、それを反映して（オンライン登録によらず）振込状態になること。また振込を削除できること。	納税者との不要なトラブルを減らすため、本市の例であれば、職員5人の作業が約2,500時間削減できた実績あり。			【確認】組替/充当について確認。現状、以下の整理しているが、組替を拡充する必要があるか。 組替＝特別徴収の過納納分を他の期別に充当すること 充当＝過納納を、納期限超過した期別に移し替える 組替＝過納納を、納期限内の期別に移し替える 【提案】2.1.3.で振込の対象を把握できるよう追加する。	要検討	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 現在の定義で問題ないと思います。 振替 【確認】当市ではここで言う組替/充当は「充当」という定義で行っている。定義の拡充は必要を感じられない。 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 組替は市県民税（特別徴収）以外にもあるので、定義を拡充する必要がある。 K回答	【提案】拡充が不要との意見が多いため、以下の整理のままとする。 組替＝特別徴収の過納納分を他の期別に充当すること 充当＝過納納を、納期限超過した期別に移し替える ただし、納期未到来の未納期別に振替処理を行う自治体もあることから、「過納納を、納期限内の期別に移し替える」ことも別途定義する。 これらは、用語集や要件の考え方で整理する。 【事務局】【仕様書叩き台】2.1.6の「APPLIC税FC記入欄」の参考意見については、仕様書に反映されないことによりか？法人住民税について、法人税割、均等割の内訳は必須と考える。 →認識の通り。			
2889	収納	2.1.6～2.1.10	消込処理	消込処理（共通納税）の項目を追加。 共通納税の「納付情報管理ファイル」「納付情報ファイル（収入目ベース）」の取り込み、管理ができること。消込処理ができること。集計表が作成できること。			共通納税も外部（地方共同機構）からのデータを取り込む処理になるので、項目を追加し「明記」しほうが良い。		【提案】新規に共通納税の固有要件を記載した。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
6	収納	2.1.7	消込処理（口座振替）	（実装すべき機能） 口座振替の消込処理ができること。（以下略）	（実装すべき機能） 口座振替の消込処理ができること。 全期前納で第1期に振替額が口座振替となった場合、自動的に各期に分割して消込できること。（以下略）			第1期に全期前納を実施しているが、全銀協の口座振替依頼データシートには期別情報がないため、第1期として全額が収納される。これを全て過納納で異動するのは困難であり、自動的に各期に消込する機能が必要である。	【事務局】全期前納の口座振替の実現方法について、APPLICに確認。全銀協の口座振替請求ファイルフォーマットに期別情報がないため、第1期に全額が収納される自治体がある認識である。	保留	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 口座振替登録状況は収納システム上で登録しているため、口座振替依頼データと口座振替情報と実装できれば、各期に分割して消込ができる認識です。期別に組み替えを行う作業が発生するため、全期前納分でも分割して消込できる機能は必要とします。		【提案】APPLICにも分割して消込できることを確認済みのため、反映する。	
2968	収納	2.1.7	消込処理（口座振替）		公金日を金融機関ごとに設定し、消込できること。			口座振替の公金日を正しく管理するため。	【提案】口座振替の消込時の公金日を確認できるよう追加する。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
2969	収納	2.1.8	消込処理（年金特徴）		年金特徴の対象金額を保険者ごとに集計し、入金データに変換させることができること。（報酬での実現でも）			入金処理を遅滞なく進行させるために必要。入金データに変換させることができること。（報酬での実現でも）	【提案】年金保険者単位で依頼データと入金データの突合チェックができるよう追加する。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			

3524	収納	2.1.8.	消込処理 (年金特 徴)	個人住民税年金特別徴収の消込処理が できること。 年金保険者毎に収入日を設定して、消込 が可能であること。 消込処理の結果、年金保険者別の納付額 を集計できること。 (備考) 給与特別徴収については、一般納 付に包含されることとし、本項では言及しな い。	個人住民税年金特別徴収の消込処理がで きること。 以前納付画面において年金保険者の確認 ができること。 年金保険者毎に収入日を設定して、消込み が可能であること。 消込処理の結果、年金保険者別の納付額 を集計できること。							●死亡者の年金特徴返納不要有無を確認 する際に各年金保険者へ個別に問い合わせ るため、収納照会画面で年金保険者の特定 ができるようにしてほしい。 ●特別徴収についてはOCR・/ハチ以外のも の(地方税納入サービスにより各金融機関 から直接送られてくるデータ。2.1.1参照。)が 存在するので、一般納付に包含せず、別に 記述してほしい。	反映する	●	【提案】1.1.5.に年金保険者を収納照会画面で確認でき るよう、オプションを追加した。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2138	収納	2.1.9.	消込収納(ス マホ払い)	(追加)	スマホ払いについて、使用した電子マネーの種 別等が納付区分として、区別されること。							本区の統計上、必要のため。	反映する	●	【提案】スマホ払いのサービス名を統計などで管理できるよう 追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2460	収納	2.2.1	口座情報管 理	対象税目毎に、口座情報(…	納税義務者毎、対象税目毎に、口座情報 (…							「納税義務者毎」を追記した方が適切な表 現となるため。	反映する	●	【提案】納税義務者毎でも管理できた方が良いため、表現を 修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2462	収納	2.2.1	口座情報管 理		口座情報に停止開始日、停止終了日を追 加してください。これら項目は未来日で登録で きること。(ここで言う停止とは、口座振替の 解除のことではなく、一時的に口座振替を停 止することを指し、停止期間経過後は口座 振替の状態に戻ることを指しています。)							管理項目に「停止」の記載がありますが、口 座情報に「停止」に関する項目がないため追 加しました。	反映する	●	【提案】停止開始日、停止終了日を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		管理項目にも「停止」の記載があるため、反映する。
2463	収納	2.2.1	口座情報管 理		口座情報に全期前納振替、期別振替を追 加してください。							ご意見を踏まえて検討します。	反映する	●	【提案】中期振替レイアウトの記載に合わせ、「口座種別」 →「振替種別」に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2465	収納	2.2.1	口座情報管 理		同一納税義務者の同一口座振替対象税 目に、振替開始日が過去日で振替終了日 が空欄の口座振替データが登録されている状 態であっても、この口座振替データは別に振 替開始日が未来日の口座振替データも登録 できること。(現在、口座振替登録している 口座を別の口座に未来日で変更登録できる こと。)							未来日で振替口座の変更申込が多数あ るため。(例えば翌年度分から等)	反映する	●	【提案】未来日で振替口座を変更することができるよう追加 する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		変更することができているため、前日で現在の口座が停止される想定。
2467	収納	2.2.1	口座情報管 理	固定資産税、軽自動車税の口座は課税客 体単位に管理できること	「固定資産税の口座は課税客体単位に管 理できること」とは家屋又は土地単位で管理 できることを指すのであれば、オプション機能で よいのではないかと、地方自治法施行令第 155条では料金単位、納税義務者単位を 求めているが、課税客体単位(家屋、土地 単位)は求めているない。なお、固定資産税 の単有・共有等といった納税通知書ごとに口 座振替を設定できることに限っては、納税義 務者単位という認識です。(単有のAさんと 共有のAさん他)1名では、同じAさんごとの 納税通知書が発行されますが、納税義務者 が違ふという認識で、各々で口座情報を登録 できるという認識です。)	地方自治法施行令第155条 本文文では課税客体単位を求めているない							反映する	●	【提案】過去のWTで確認した、「不動産を複数の行政区に 所有している場合、区ごとに課税相違が異なる適用」所有 分すべての軽自動車税に同一の口座が紐づけられ、車両単 位で振替データを作成運用」のいずれにも対応できるように、 新規機能の追加、宛名単位での管理を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2469	収納	2.2.1	口座情報管 理		口座情報に事由を追加してください。 事由とは、加入の場合、依頼書加入、義務 者移動加入等、解除の場合、申し出解除、 その他の解除等、加入及び解除の事由を設 定するものです。							問い合わせ対応の際に、どのような経緯で口 座が登録または解除されているか素早く回答 できるため。	反映する	●	【提案】口座情報管理(登録、変更、停止、廃止)のそれ ぞれの事由を管理できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2471	収納	2.2.1	口座情報管 理		口座情報の名義人氏名(カナ)について は、全銀協フォーマットに沿った文字以外入 力できないこと。							全銀協フォーマットに沿っていない名義人氏 名(カナ)による振替不能(4)となること を防ぐため。	反映する	●	【提案】名義人氏名については、全銀協フォーマットの文字 制限に対応できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

2735	収納	2.2.1	口座情報管理		新税登録データを取り込めること			今後普及が見込まれる。オンライン申請や申請書のOCR処理に対応するため			反映する	●	【提案】口座振替の申し込みについては、Web経由やデータの電子委託が考えられるため、データ取り込み（RPA等での対応でも可能と想定）について実装してもしなくても良い機能として追加する					
2891	収納	2.2.1	口座情報管理		口座振替の停止について、一定の期別を指定し、口座振替を停止できること。			督促状の発行停止と同様に、一定の期別を選択し、停止する機能を追加することで対応可能と思われるが、現行の機能と比較してご意見を頂戴したい。		督促状の発行停止と同様に、一定の期別を選択し、停止する機能を追加することで対応可能と思われるが、現行の機能と比較してご意見を頂戴したい。	要検討	●	【提案】特定の期別を選択して停止する機能は必要性が高いか。停止開始日、停止終了日を追加することで対応可能と思われるが、現行の機能と比較してご意見を頂戴したい。 A回答 現行システムでは、特定のデータを振替依頼対象から除外することは可能だが、事前に期別を指定してどこまで督促停止と連携しているかわからない。 B回答 【確認】現行システムでは対応していないため、データ作成時に確認している状況。特定の期別を予め停止する機能の必要性は高いか。 C回答 現行システムでも実装されている必要性は高いです。 D回答 現行システムでは、督促停止と口座停止、延滞金請求期間をコンボボックスから選べ、停止開始日、停止終了日を入力しています。D回答 この際の操作で口座対象に誤りが発生した際、抽出したデータから削除して対応しなければならなかったため、有用な機能 E回答 期別指定でなく期別指定もあつて、停止開始日、終了日を追加したほうがよいと思われる。 F回答 停止していることを確認できる点も必要 G回答 現行のシステムでは、特定の期別を選択して停止することができる。 H回答 I回答 期別指定で停止する機能自体がないので、一度期別（期止）の入力を行い、未末日で再度登録を行っている。停止開始・終了日があるのとすれば、そうでも運用可能と考えます。 J回答 必要性は高い。 K回答 「振替」の登録・終了と停止（申し出や事務上必要な場合の「期別指定」）は異なる観点であるため、両者を明確に区別できる必要があると考えます。具体的には、振替口座を抽出し、期別指定で停止する機能は、期別指定で停止する機能と区別する必要があります。 L回答 「期別指定」については、督促状の発行停止と同様に口座振替の停止を行うことができるため、口座情報は振替口座に依頼書提出による登録・訂正の履歴により終了及び「期別指定」して管理されています（登録・変更の経緯の把握が容易です）。振替口座を抽出する際は、停止開始日・期別指定、また、停止のふりかえり期間に子孙が入れ込まないよう留意する必要があります。 M回答 以上より、上記現行システムの機能も改良し考えますが、一方で、自治体の運用（＝備考欄への記載等）してではなく、システム上で停止・終了を明確に区別できる（＝停止期間を入力し、も、振替口座として抽出される）のであれば、口座情報内で入力するよりも運用面でも対応しやすくなると思います。 N回答 よって、いづれかの方法で口座振替の停止を実現できる機能要件が確認し考えます。 O回答 K回答 日よの期別指定は入力部がないのではないかと考えます。現行システムでも期別で選択しています。	【提案】特定の期別を選択して停止する機能は必要性があるとの意見もあるため、オプションで追加する。No2462の意見も踏まえ、停止開始日、停止終了日を追加する。				
4576	収納	2.2.1	口座情報管理	対象税目毎に、口座情報（宛名番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止）できること。 固定資産税、軽自動車税の口座は課税客体単位に管理できること。	対象税目毎に、口座情報（宛名番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止）できること。 固定資産税、軽自動車税の口座は課税客体単位に管理できること。	停止開始日と停止終了日を管理することで、短期間の管理が可能となり、納税者からの要望に柔軟に対応することができる	口座振替依頼方法（依頼区分）が管理できない場合、金融機関窓口での口座振替依頼について手集計となるため	分割納付について口座振替による納付は必須とされており、口座振替を管理する必要はある。 依頼区分は、口座振替依頼方法を管理する区分であり、集計による地元の検討や金融機関への口座勘定手数料にも活用できるため、管理する必要がある。 納付区分とは、「(口座種別が振替「振込」の意である場合) 全期前納及び期別納付を実施している自治体では納税者の希望により登録しているため、管理が必要である。	システムによっては、税目別の制限がある場合があり、運用に即してならず、税システムとは別に管理している自治体もある。固定資産税と課税客体単位に管理している場合、住民税の普通徴収と特別徴収それぞれで口座振替を推進している場合、遠付口座も含めた制限がある等。 課税客体とは、商産単位・車両単位と認識する場合があるため、納税義務者単位がより明確な記載と考える。	【提案】税目別の制限を設けず、記載を追加する。	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答						
5429	収納	2.2.1	口座情報管理	納付方法、特記事項の項目追加	納付方法、特記事項の項目追加	口座振替による納付方法には、「期別振替」と「一括振替」の2種類がある。登録状況の確認や振替方法の変更などの市民からの問い合わせに対応するために必要な項目である。	他情報と同様に一覧画面で確認できれば、速やかな市民対応が可能となる。また、特記事項欄には受付番号（通し番号）を入力することで、登録後の申込書等の管理に利用できると。			【提案】口座情報管理でのみ機能について、実装してはなくてもよい機能として追加を検討	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答					
6851	収納	2.2.1	口座情報管理	対象税目毎に、口座情報（宛名番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止）できること。 固定資産税、軽自動車税の口座は課税客体単位に管理できること。 登録の際、登録履歴より参照作成ができること。 複数の税目で使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。 停止口座を含めて、履歴を管理できること。	対象税目毎に、口座情報（宛名番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止）できること。 固定資産税、軽自動車税の口座は課税客体単位に管理できること。 登録の際、登録履歴より参照作成ができること。 複数の税目で使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。 停止口座を含めて、履歴を管理できること。	固定資産税の課税客体単位に課税客体単位で行われるのではなく、複数の課税客体がある場合はその課税標準額の合計額に対して税額が算出され、課税が行われる。 従って、固定資産税の課税客体単位の口座管理は不要と考える。			現行のシステムでは口座管理時に削除や複写の機能は実装していないため、また、固定資産税と課税客体単位を一体で口座の管理を行っているため。		【提案】口座を完全に削除できる機能を追加する。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答				
7151	収納	2.2.1	口座情報管理	口座情報を一意に特定する番号（整理番号）を管理できること。また、その番号で口座情報の抽出ができること。その番号は、年度ごとの付番管理ができること。	口座振替依頼書の市役所控に整理番号を付番し、その依頼書に基づき登録された口座情報にも整理番号を登録する。システムで口座情報を検索することで整理番号が判明し、それを基に市役所控を探ることができる。ひいては、住民からの問い合わせ時などの住民サービスの向上に寄与する。					【提案】口座振替情報を一意に特定できる番号を追加する。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答					
7235	収納	2.2.1	口座情報管理	【口座情報】宛名番号等2項目	【口座情報】「納付方法（期別・全期）」「受付番号」開始通知済」を追加					・口座振替依頼書を受付番号で管理しているため、該当の依頼書を参照するためには、口座情報画面で受付番号を確認する必要があります。 ・口座振替開始通知を送付不要の場合もある（宛名番号強制修正により同じ口座を改めて入力した場合等）ので、開始通知済・未通知の区分が必要	反映しない		【提案】口座振替開始通知の送付状況を管理できるように追加する。					

10	収納	2.2.1.	口座情報管理	<p>【実装すべき機能】 対象税目毎に、口座情報（宛名番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止）できること。 （中略） 停止口座を含めて、履歴を管理できること。 保存している口座振替申込書等を検索するための管理番号を口座情報として登録できること。</p> <p>【実装すべき機能】 対象税目毎に、口座情報（宛名番号、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止）できること。 （中略） 停止口座を含めて、履歴を管理できること。 保存している口座振替申込書等を検索するための管理番号を口座情報として登録できること。 口座振替可能な金融機関一覧（金融機関コード）、支店コード、金融機関名、支店名、振替日、廃止日）を管理（参照、登録、変更、廃止）できること。 口座名義人カナ氏名において全角協の文字制限に違反入力エラー表示できること。</p>					<p>口座振替申込書は各自治体で紙またはデータで保管されており、納税者や金融機関の依頼で登録された口座情報と照合する必要がある。 口座振替可能な金融機関は自治体毎に異なり、口座振替可能な金融機関のみ口座情報を登録できる。</p>	反映する	●	<p>【提案】口座振替情報を一意に特定できる番号を管理できるように追加する。 【提案】金融機関情報の管理機能の追加する</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>				
6666	収納	2.2.1.	口座情報管理					<p>銀行・支店・口座番号から当該口座振替を行っている対象者抽出ができること。</p>				<p>口座振替登録の廃止入力等の際に、廃止登録漏れがなくなるようにする。</p>	反映する	●	<p>【提案】2.1.1.の口座情報を基に抽出できる機能を、2.2.9./2.2.10./2.2.11.に追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	
3292	収納	2.2.10	各種通知書作成	<p>抽出した該当データをもとに、口座振替済通知を出力できること。</p>	<p>抽出した該当データをもとに、対象納税義務者単位で、該当税目をまとめて出力できると、また、指定した対象者の口座振替済通知を出力できること。さらに、一旦指定した対象者の情報を保持できること。</p>			<p>特定対象者のみ通知しているため、毎振替毎に指定してある対象者のみ出力できると、担当者作業の負担を軽減できる。（6時間短減）</p>				<p>納税義務者単位で、複数税目ある場合には、1枚にまとめて、複数税目分が個別に出力できるようにしたい。（市独自の明確、納税義務者からの要望対応）</p>	反映する	●	<p>【提案】納税義務者単位でも出力できるように追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	
5560	収納	2.2.10	各種通知書作成	<p>口座振替できたデータを、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替済通知を、毎年で出力できること。 また、再発行もできること。</p>	<p>口座振替できたデータを、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替済通知を、毎年で出力できること。 また、再発行もできること。</p>			<p>既課年度ごとの出力が不可欠であると考えているため</p>				<p>【提案】年度単位でも口座振替済み通知を出力できるように追加する。</p>	反映する	●	<p>【提案】年度単位でも口座振替済み通知を出力できるように追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	
6857	収納	2.2.10	各種通知書作成	<p>口座振替できたデータを、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替済通知を出力できること。各税目の口座振替済通知を、毎年で出力できること。 また、再発行もできること。</p>	<p>軽自動車税の口座振替後は車検用の納税証明書の発行が必要である（インターネット/スマホ・電子マネーによる納付も含め）。 納付結果が確認でき次第納税証明書の発行を行う必要があるため</p>			<p>軽自動車税を口座振替やインターネット/スマホ、電子マネーで納付した場合、車検用の納税証明書が発行されないことから、納付結果が確認でき次第納税証明書の発行を行う必要があるため</p>				<p>【提案】軽自動車税について、口座振替済み通知と同時に継続検査用の納税証明書の出力ができるよう追加する。</p>	反映する	●	<p>【提案】軽自動車税について、口座振替済み通知と同時に継続検査用の納税証明書の出力ができるよう追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p> <p>要件6.2.6と重複しているような印象を受けます。あえて再掲しているのでしょうか。 また、当市は口座振替対象者への継続検査用納税証明書と納税義務者単位の口座振替済み通知をどちらも送信しています。ここに証明書の記述を追加する場合は、このような運用に対応するため、証明書一紙等の通知出力した場合でも、該当の軽自動車税（種別割）が別途納税義務者単位などで口座振替済み通知を出力する際の対象にもなるよう記載を追加すべきと考えます。</p>	<p>【提案】市指図の通り、6.2.6と重複するため反映しない。</p>
3476	収納	2.2.11	各種通知書作成		<p>タッチ処理にて、一括で口座振替不能通知及び口座振替不能通知に同時対応するための納付書も出力できること。</p>			<p>相当数の振替不能が発生したばあい、手処理での出力運用は難しいと考えます。</p>				<p>【提案】個別、一括の記載を追加する。</p>	反映する	●	<p>【提案】個別、一括の記載を追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	
6446	収納	2.2.11	各種通知書作成		<p>・不能理由ごとに抽出できるようにしたい。</p>			<p>正しい不能理由を通知できるようにする。</p>	<p>不能処理の手間を省くため。</p>			<p>【提案】不能理由ごとに抽出できるように追加する。</p>	反映する	●	<p>【提案】不能理由ごとに抽出できるように追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	
6858	収納	2.2.11	各種通知書作成	<p>口座振替不能データを、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知を出力できること。また、再発行もできること。 ・全額全納抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知、再振替通知を出力できること。また、再発行もできること。 ・口座振替不能通知については、再振替対象者（資金不足）は除外する。滞納前等で依頼した手振替分または、分納口座分については再振替の除外する。 ・全期前納分が口座振替不能であった場合は、発生期別を口座振替不能通知書兼納付書の出力対象とし、発生期別以降は毎月別に単発期別にて口座振替とする。 ・口座振替不能通知書兼納付書について、タッチのみページ用レイアウトに変更する。</p>	<p>・口座振替不能データを、期間・税目毎に口座振替結果(不能)の発生ごとに抽出できること。 ・全額全納抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知、再振替通知を出力できること。また、再発行もできること。 ・口座振替不能通知については、再振替対象者（資金不足）は除外する。滞納前等で依頼した手振替分または、分納口座分については再振替の除外する。 ・全期前納分が口座振替不能であった場合は、発生期別を口座振替不能通知書兼納付書の出力対象とし、発生期別以降は毎月別に単発期別にて口座振替とする。 ・口座振替不能通知書兼納付書について、タッチのみページ用レイアウトに変更する。</p>			<p>再振替が必要な納税義務者に対して、再振替日の周知をする必要があるため ・全期前納分が資金不足で振替不能になった場合、毎期別全期前納分が口座振替になるのでは、納税者にとって資金繰り上支障をきたすことになるため。</p>			<p>口座振替不能通知書は、期間・税目毎の抽出方法ではなく、口座振替結果（不能）の発生ごとにより必要となる。</p>	反映する	●	<p>【提案】全期前納分について、口座不能通知を出力する際は1期発生分/全期分の納付書を出力する機能を追加する。また、以降期別納付書と同様に口座振替を継続するか選択できる機能の追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p> <p>「また、以降期別納付書と同様に口座振替を継続するか選択できる機能の追加する。」について、納付書を出力する機能は必要ですが、その後の口座振替を継続するか選択できる機能は2.2.1の機能で十分と思います。</p>	<p>【提案】市意見の通り、口座振替については反映しない。</p>	

2558	収納	2.2.11.	各種通知書作成	【実装すべき機能】 口座振替不能データ、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知を出力できること。また、再発行もできること。	【実装すべき機能】 口座振替不能データ、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知を出力できること。また、不能通知の出力停止の設定もでき、再発行もできること。	職員による抜き取り作業では、ミスが発生する可能性がある。不能案内停止リストを作成から抜き取り作業は時間がかかる。不能案内通知発行前に抜き取りがわかっている分については、発行を停止することで業務量の削減ができる。	納付済や納付書再発行済みの不能案内停止対象者分を、発行した不能案内通知のなかから抜き取り作業は時間がかかる。不能案内通知発行前に抜き取りがわかっている分については、発行を停止することで業務量の削減ができる。		反映する	●	【提案】口座振替不能通知を送付しない対象者に対し送付しないような機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	【提案】市指図の通り、口座振替済み通知（2.2.10.）にも追加する。	●
2487	収納	2.2.12	各種通知書作成		全期前納の口座振替不能通知の対象期別・金額を全期分とするのか、1期分のみとするのかをシステム管理者等が初期設定できること。		全期前納口座振替を実施している自治体では、口座振替不能通知に記載する税額の運用が異なるため、パラメータで運用の違いを吸収できるようにシステム設計することがカスタマイズを防ぐため。		反映する	●	【提案】全期前納分について、不納となった場合、期別納付に切り替える/しないを選択できること。切り替える場合は1期分の納付書を、切り替えない場合は全期分の納付書データが出力できる機能を追加する。また、以降期別納付と同様に口座振替を継続するか選択できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 6/5/56に記載のとおり		
3752	収納	2.2.12	口座振替		新規課税者だけでなく、対象者を任意抽出して打ち出せること。		自主納付推進の観点から口座振替加入率の向上を課題方針として掲げているため。（現行新規課税者以外にも勧奨通知を送付しているため）		反映する	●	【提案】新規課税者に限らない記載に修正	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。		
2981	収納	2.2.12.	口座振替		対象は今年度新規課税者であり、口座登録のない方を抽出できること。なお税目ごとで抽出条件を選択できること。		本市では固定資産税のみ新規課税者に勧奨通知を発布しているため。		反映する	●	【提案】口座登録のない方を抽出できること。なお税目等で抽出条件を選択できること。を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。		
2490	収納	2.2.13	職権処理	「職権で口座の停止処理ができること。」 「職権で口座の終了処理ができること」又は 「職権で口座の解除処理ができること」の表現としたほうが適切と思われます。「停止」は2.2.6で別の意味で使われており、2.2.1で「振替終了日」の記載があるため「終了」又は「解除」とし、明確に表現を分けたいと思います。			適切な表現とするため。		反映する	●	【事務局】停止・廃止いづれも対応できるように修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。		
2491	収納	2.2.13	職権処理	住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているものを…	この部分の記載は、次のように整理して分けて記載した方がよいと思います。 ・バッチ処理を実行することで、使用されていない口座を抽出し、口座登録情報を一括して職権解除できること。対象者をリスト出力できること。使用されていない口座とは、振替開始日以降に一定期間、課税されておらず、口座振替不能データを作成していない口座を言う。バッチ処理を実行する前にシステム管理者等が期間、対象税目、職権解除する/しない（対象者リストのみ出力）をパラメータ設定でき、また、対象税目が市県民税（普通徴収）の場合、課税されている/されていないの判断に居住からの特別徴収、年金からの特別徴収を含める、含めないのパラメータ設定ができること。		適切で詳細な表現とするため。自治体ごとの運用の違いをパラメータ設定で吸収できるようにするため。		反映する	●	【提案】申込書を出した対象者を把握できるよう、リスト出力機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。		
6916	収納	2.2.13	職権処理	記載なし	口座名義人が死亡したことにより職権で一括廃止された口座。本人からの依頼により廃止した口座。振替不能により職権で一括廃止した口座について、これらの情報を1か月分とりまとめ、翌月の税更後に該当税目の未納家賃部分及び、督促対象期別分について納付書を作成する必要があるため、納付書が作成できると、もしくは納付書作成に必要なデータを作成できること。	市民サービス向上のため、 口座振替を廃止した対象者に納付書を送付することにより未納となるのを防止する目的もある。	本市では実装済みのため。	反映する	●	【提案】6.1.1.c.、口座振替を廃止した対象者に納付書を送付する運用に対応できるように、一括停止、一括廃止した振替口座について期間を設定して抽出し、同期間中の納付書を一括作成できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。			
7241	収納	2.2.13	職権処理	住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているのを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出し、一括で口座終了年月日を入力、脱退処理ができること。	住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているのを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出し、一括で口座終了年月日を入力、脱退処理ができること。	一定期間振替されていない口座を一括で停止処理できれば、大幅に業務時間を短縮できるため。 R元年度 長期振替無口座更新処理件数（直近5年間課税なし） 固定資産税・都市計画税：3,250件 市県民税：3,176件 軽自動車税：588件		反映する	●	【提案】個別又は一括で停止処理が行えるような記載に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。			

2559	収納	2.2.13.	職権処理	(実装すべき機能) 住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているのを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出できること。	(実装すべき機能) 住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているのを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出できること。 また、市・県民税の口座登録者で5年間、課税がかららず口座振替が無かった者に対し、自動的に口座の取消処理ができること。				市・県民税の課税が長期間（5年間）なく、かつ口座登録者の口座取消を職員の手で行った期間がある。自動的に取消処理が行われれば、業務量を削減することができる。		反映する	●	【提案】未使用となっている期間を特定して抽出し停止、廃止ができる機能を追加する。自動停止・廃止機能については実装してもしなくても良い機能に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
6062	収納	2.2.14	金融機関連携への対応		納税者の該当店舗ごとの口座登録情報を抽出できること				納税処理が問題なく行えているかどうかを確認するために一覧のデータが必要		反映する	●	【提案】納税前後の口座情報のリストを出力できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
4269	収納	2.2.2	口座情報管理		口座名義人のフリガナを指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。				同一の納税義務者が複数の口座を登録している場合があるため、フリガナで名指しする機能が必須である。		反映する	●	【提案】口座名義人での抽出機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
600	収納	2.2.3	口座情報管理	相続人代表者に口座振替の手続きを依頼するために	相続人に口座振替の手続きを依頼するために				相続人代表者と限定せず相続人とした方が良い。		反映する	●	【提案】相続人を広く対象とするため、「代表者」を削除する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	●	【提案】申意見の通り、（相続人代表者に口座振替の手続きを依頼するために。）を削除する。	
3743	収納	2.2.3	口座情報管理		軽自動車税はプレート番号から口座情報を確認できること				固定資産税だけでなく、軽自動車税についても同内容の問い合わせが住民からあることが想定されるため		反映する	●	【提案】2.2.1.で軽自動車の口座情報では、車両番号を管理できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
6852	収納	2.2.3	口座情報管理	固定資産税の物件を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 （相続人代表者に口座振替の手続きを依頼するために。）固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出できること。	固定資産税の物件を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 （相続人代表者に口座振替の手続きを依頼するために。）固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出し、通知を出力できること。	固定資産税の測定は課税主体ごとに行われるのではなく、物件を指定しての口座振替対象の確認は不要と考える。			口座振替の手続きの通知を発行することで納税義務者変更に伴う口座変更の問い合わせ件数が減少し、職員の負担軽減につながるため	現行のシステムでは納税義務者に振られている振替番号で口座情報を検索することがあるため	反映する	●	【提案】同名番号でも指定できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
452	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成		対象期別納付済の対象にコンビニ納付等の仮納込分も反映させること。				重複納付を防止することにより、納付者の不利益を防ぐことができるため。	還付充当に係る事務処理を減らすことができるため。		要検討	●	【提案】重複納付を避けるため、消込、仮納込（遡格データ等）分について口座振替処理を行わないことができるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2010	収納	2.2.5	伝送未対応の金融機関の対象者を抽出		伝送未対応の金融機関の対象者を抽出できること。				伝送未対応の金融機関については、現行のシステムで一括管理している。現行と同様に抽出できることで、金融機関への口座振替依頼を正確に行うことができる。		反映する	●	【提案】口座情報をもとに抽出し、口座振替依頼書を一括出力できるように記載に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			

2476	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	除外条件に「停止期間中」、「伝送未対応金融機関」を追加してください。				口座振替依頼データを作成してはいけません。	要検討	●	【確認】対象税目の過年度分に執行停止期間がある場合、口座振替を行わない運用は一般的が確認。 A回答 現行システムではそのような運用は行っていません。 B回答 【確認】そもそも納期限が過ぎた口座データは作成されない（当市は再振替も行ってない） C回答 一般的に執行停止は納期限が過ぎているものと認識しています。本市では納期限が過ぎた案件は口座振替は行っていません。期限未到来の執行停止がある場合は、口座振替のデータ抽出から除外される機能は必要と思いません。 D回答 口座振替は停止しない E回答 過去に執行停止があっても、現年度に課税があれば口座振替を行っている。 F回答 H回答 I回答 当市では個別に整理担当から依頼がある場合を除いて行っていません。 J回答 -過年度分に執行停止期間がある場合、「現年度の」口座振替を行わないという意味？そのような運用は行っていません。 -もしくは、No.2891のような「口座振替の停止」や、「徴収の猶予」などのこと？ K回答 事例がありません。	【提案】口座振替を行うかどうかは自治体によるため、反映しない。除外が必要な場合は、「個別にデータ除外ができること。」で対応することとする。
2741	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	分割納付中であるかどうかの判定は、納税義務者単位ではなく、期別明細単位で判定できること。			収納事務を行う上で必須の機能であるため。	反映する	●	【提案】分割納付中の判定は期別単位、徴収猶予中の判定は税目単位等分かれるため、除外条件は、税目及び期別単位で判定されるよう追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5430	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	除外条件によりデータ作成除外されたリスト（宛名番号、該当の除外条件等）が作成可能なこと。 作成除外されている状況が、口座情報管理画面等で確認できること。		口座振替処理の管理上、除外状況をリストや一覧画面で確認できることは必要な機能であるため。	除外状況がリストや一覧画面で確認できれば、確認作業を迅速に行うことができるため。	反映する	●	【提案】データ作成を除外した分のリスト作成機能、画面上での確認機能を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5753	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	口座振替依頼データは「ゆうちょ」と「ゆうちょ以外の金融機関」に集約して作成できる機能を有する。		口座振替依頼データは金融機関毎に送信ではなく、サービス事業者にまとめて送付するため。		要検討	●	【確認】口座振替依頼データは、ゆうちょ/ゆうちょ以外でフォーマットなどが異なるか。 A回答 原則全振込フォーマットであってはいませんが、ゆうちょ銀行固有で指振等が来ることもあるため、標準化に合わせてゆうちょ銀行ともレイアウトの両方が取れるように考えます。 B回答 【確認】ペダグに確認したが、ゆうちょも全振フォーマットで作成しているとのこと。 C回答 全振込フォーマットを使用しています。ゆうちょ/ゆうちょ以外も同じフォーマットだと思います。 D回答 口座振替依頼データは、金融機関ごとに作成し、ゆうちょ/ゆうちょ以外（サービス事業者経由でまとめて）で送信。 E回答 本市では同じデータである。 F回答 依頼データは金融機関ごとに作成される必要がある。フォーマットはゆうちょも同じ。 H回答 I回答 ゆうちょ/ゆうちょ以外の金融機関も同じ依頼データでまとめて送付します。 J回答 -フォーマット如何ではなく、任意のグループで集約したデータを作成・送付したいという意図かと思えます。 K回答 同じです。	【提案】市意見の通り、任意のグループで集約したデータを作成・送付したいという意図かと思われるため、オプションで追加する。	
6439	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	・振替日、税目毎の件数と金額も確認できるようにしてほしい。 ・収納代理金融機関のシステムに対応できるようにしてほしい。 ・再振替もデータ作成、消込できること。		スムーズに問い合わせに回答できる。 再振替の必要があるため対応できるようにしたい。	収納代理金融機関のシステムに対応してデータ作成ができるれば消込業務に支障をきたすため。	反映する	●	【提案】自治体が契約する団体には収納代理金融機関のような代行業者も考えられるため、“等”を追加する。 【提案】振替日、税目ごとの件数、金額がわかるような記載を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
6907	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。 想定する除外条件：対象期別納付済、分割納付中、徴収猶予中 除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。 想定する除外条件：対象期別納付済、分割納付中、徴収猶予中 上記除外条件以外でも必要と思われる場合は対象期別を指定して除外できること。		除外条件以外でも口座振替を止めなければならぬ場合があるため、そのような場合にも対応する必要があるため。		反映する	●	【提案】個別にデータ除外ができるよう追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
7086	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	想定する除外条件：対象期別納付済、分割納付中、徴収猶予中 想定する除外条件：対象期別納付済、分割納付中、徴収猶予中、執行停止中、繰上徴収対象			追加した項目についても、口座請求データは作成してはいけません。	反映する	●	【提案】除外条件に、執行停止中、繰上徴収を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

7237	収納	2.2.5	口座振替依頼書作成	【想定する除外条件】 対象期別納付済等 3項目	【想定する除外条件】に「仮消込済」を追加					最新・最速の納付情報を反映させ、納付済期別についての振替を除外する。	反映する	●	【提案】除外条件に、仮消込を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
3744	収納	2.2.5 2.2.6	口座振替依頼書作成 口座振替停止情報管理	想定する除外条件：対象期別納付済、分割納付中、徴収競争中	納税通知書返戻書についても除外が必要。	地方税法第13条、20条において、賦課の通知は書面で行うこと、書面が到達することが必要であるが、納税通知が返戻になっている場合は課税が成立していないこととなるため、口座振替の抽出から除外するのが適当であるため。					反映しない		【確認】納通返戻書を除外対象に含めるか確認したい。例えば返戻確認後、居住地がすぐ判明した場合などは、停止せずその口座を活用するケースがあるため。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
2481	収納	2.2.6	口座振替停止情報管理		納税義務者毎、税目毎に、口座振替停止期間（口座振替依頼データを一時的に作成しない期間）を登録できること。					口座振替停止入力件数は例外扱いにするほど少なくないため。	反映する	●	【提案】期別、通知書番号ごとに口座情報を管理できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
7666	収納	2.2.6.	口座振替停止情報管理	なし	口座振替依頼データ作成後、振替日までの間に、納付、更正、口座変更があったものを抽出し、停止依頼書を作成できること。	誤徴収を防ぐため。	誤徴収によって発生する還付事務処理を削減するため。				反映する	●	【提案】任意の日付で、納付、更正、口座変更があったものを抽出する機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
6441	収納	2.2.7	口座振替結果管理				現在手処理で集計を出しているため、手冊を省くことができる。				反映する	●	【提案】振替済、振替不能分を確認できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
6909	収納	2.2.7	口座振替結果管理	(口座振替結果の消込後、)振替結果を管理（参照、登録）できること。 振替結果の集計ができること。 金融機関別の金額・件数の集計ができること。また、税目単位で件数集計ができること。 通常振替と再振替、合算で集計ができること。 通知書番号ごとに税目別に振替結果を参照できること。	(口座振替結果の消込後、)振替結果を管理（参照、登録）できること。 振替結果の集計ができること。 金融機関別の金額・件数の集計ができること。また、税目単位で件数集計ができること。 通常振替と再振替、合算で集計ができること。 通知書番号ごとに税目別に振替結果を参照できること。	市民からの問い合わせがあった際、正確な回答をする必要があるため。			本市では実装済みのため。	反映する	●	【提案】口座振替と再振替の区別ができるよう追加する。 【提案】振替結果は税目、期別、通知書番号等を確認できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
7239	収納	2.2.7	口座振替結果管理	金融機関別の金額・件数の集計ができること。また、税目単位で件数集計ができること。	金融機関別の金額・件数の集計ができること。また、税目単位で件数集計ができること。全期一括と期別で金額・件数の集計ができること。				現システムでは、期別振替と全期一括振替で分けて件数・金額が集計されるが、新システムでも同様に集計されるか。	反映する	●	【提案】全期前納／期別納付の区別ができるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
2483	収納	2.2.8	口座振替結果管理		再振替データ作成の際は、最新の口座登録情報を参照し、口座登録情報が振替終了登録されているの場合は、再振替データを作成しないこと。				再振替してはいけないデータを再振替対象としてしまわないため。	反映する	●	【提案】再振替の詳細について、対象期別の収納測定額欄を参照するよう追加する。 【提案】停止、廃止分、収納測定額が0円のデータについてデータを作成しないよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	

6855	収納	2.2.8	口座振替結果管理	振替不能データについて、期間、税目、不能区分（全振替フォーマットで定める不能区分）で抽出できること。 口座解約者を抽出できること。 不能対象者について、再振替データを作成できること。	振替不能データについて、期間、税目、不能区分（全振替フォーマットで定める不能区分）で抽出できること。 口座解約者を抽出できること。 資金不足かつ延滞金が発生せず、また再振替可能な金融機関登録者の不能対象者について、再振替データを作成できること。 再振替が行えない不能対象者について、不能通知を作成できること。	振替不能の事由により再振替か不能通知での納付が必要かが異なるため、それぞれでデータ及び通知の作成が必要になるため				要検討	●	【確認】再振替の条件について、以下の例で問題ないか。 再振替データは、以下の条件について実行されること。 ・不能区分残高の不足 ・再振替までの期間で延滞金が発生しない ・再振替が可能な金融機関であること。	A回答 現行システムでは再振替か不能通知かの判定は行っていません。 B回答 【確認】再振替を行っていないためコメントせず C回答 本市において再振替は行ってない。 D回答 再振替非対応につき省略 E回答 本市では、不能区分が残高不足のものに対して再振替を実施している。 ただし、延滞金が発生する可能性があっても、再振替する。 F回答 H回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 本市では再振替未実施のため回答不可。 -当市においては、再振替時点で延滞金が発生する場合は再振替を行っています。 -なお、再振替通知にその旨記載しており、発生した延滞金の納付書は後日発送する運用です。	【提案】延滞金については、自治体によって運用が異なるため、条件は限定せず、以下の修正案とする。 不能対象者については、自治体により条件を設定できることとする。 ・不能区分が残高の不足 ・再振替までの期間で延滞金の発生有無 ・再振替が可能な金融機関であること。等
7022	収納	2.2.8	口座振替結果管理	(追加) 再振替データについて、修正・削除ができること。					初回の口座振替データが誤っていた場合、その情報を元に作成される再振替データを修正する必要があるため。	反映する	●	【提案】再振替データについて、初回の口座振替データが誤っていた場合等、修正の必要があるため、管理機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1992	収納	2.2.8	口座振替結果管理		不能対象者について、督促状を作成できること。			当区では口座振替不能処理に督促状を発行し、滞納整理を行っている。		反映する	●	【提案】不能対象者について、口座不能/再振替データのいずれかを作成できるよう修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 不能区分が、残高不足以外の対象者には督促状発送前にも不能通知書（納付書付き）を発送する。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
7674	収納	2.2.9	各種通知書作成	振替口座の登録ができたデータを、登録期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替開始通知を出力できること。また、再発行もできること。	振替口座の登録ができたデータを、登録期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替開始通知を一括出力できること。また、再発行もできること。			恐らく一括出力を意図した機能と思われるが、明記したいため。 中核市規模では、一通ずつオンライン出力については、時間を要するため。		反映する	●	【提案】「個別」又は「一括」の記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 -提案については異議ありません。 -抽出条件に「異動事由」を加えていただきたい。 理由：当市では開始通知を出力する際に、異動事由（特にWE B申込と紙帳票申込）により、通知発送時期や通知文面をかける必要がある。	【提案】E市意見の通り、異動事由を追加する。
2098	収納	2.2.9	各種通知書作成		データ抽出にあたり「停止」及び「停止解除」については、「出力対象・除外」が選択できること。		30分×年間36回×2人＝2160分		「一時停止及び解除」を行うものについても発行対象となるのであれば、データ抽出の際に「除外」が選択できる必要がある。 現実的でない場合、対象者の引き抜き作業が発生し、事務作業が増加する。	反映する	●	【提案】停止、解除、廃止となった口座については、出力の対象とすることを追加できること追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
2005	収納	3.1.1	過誤納抽出		過誤納番号とは何か。 各対象者の滞納有無も同時に抽出、一覧に表示すること。			過誤納と滞納が同時に発生した場合、滞納へ充当する必要があり、滞納有無も同時に把握する必要があるため。		要検討	●	【提案】過誤納抽出結果について、滞納の有無が把握できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 反映希望 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3477	収納	3.1.1	過誤納抽出		選付先口座登録の有無を条件に抽出できること。			口座登録有りの納税者へを把握する事で早く選付する事が出来るので住民サービスの向上につながる。		要検討	●	【提案】過誤納抽出結果について、選付先口座の有無が把握できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 反映希望 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
5654	収納	3.1.1	過誤納抽出	税目・期間を指定して、過誤納データ（納付額が課税額以上となる状態及び時効判定に対して納付がされた状態）を抽出できること。 課税年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に選付対象者一覧を抽出することができること。	税目・期間を指定して、過誤納データ（納付額が課税額以上となる状態及び時効判定に対して納付がされた状態）を抽出できること。 課税年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に選付対象者一覧を抽出することができること。 過誤納抽出結果について、いつ過誤納になったかを管理できること。また、対象者の他の税目に充当可能かどうかを表示できること。	過誤納による選付が発生した際、購入・提出どちらから選付するかを判断が必要となる。過誤納発生日がか抽出結果に表示されなければ、個別に確認を行うため過誤納の件数に応じて作業時間を必要とする。 また、充当可否についても同様で、個別に確認を行う場合に作業時間がかるため。				反映する	●	【提案】過誤納発生日を管理できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	

2059	収納	3.1.1.	【収納】過誤納抽出	課税年度・相当年度・過誤納番号・宛名番号・通知書番号を元に可能対象者一覧を抽出することができる。	課税年度・相当年度・過誤納番号・宛名番号・通知書番号・車庫番号を元に可能対象者一覧を抽出することができる。		車庫単位で過誤納、充当処理を行う必要がある。				【事務局】過誤納の対象を抽出する機能について、どのような条件があるか。特に車庫単位で抽出する機能が実装されているかをAPPLICに確認する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
3916	収納	3.1.1.	過誤納抽出	過誤納情報を一覧に特定する番号（過誤納番号）を管理できること。また、その番号で過誤納情報の抽出ができること。	過誤納情報を一覧に特定する番号（過誤納番号）を管理できること。また、その番号で過誤納情報の抽出ができること。また宛名番号でも抽出できること。		過誤納番号の不明等の場合を想定。				【事務局】本機能で抽出するのは過誤納者のため、「選付対象者一覧」→「過誤納一覧記載」に記載を修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
5695	収納	3.1.3	過誤納抽出	過誤納状態を保留にできること。	過誤納状態を保留にできること。 保留（停止）処理した過誤納を解除せずに処理した場合はフロッグ等注意喚起がされること。					異処理を妨ため。	【提案】保留状態の場合、選付充当処理が行えないよう明示する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
6672	収納	3.1.3.	過誤納抽出		保留一覧を抽出できること。		保留者について、未処理のままならないよう確認するため。					【提案】保留状態の対象者を抽出する機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
7692	収納	3.1.3.	過誤納抽出	【備考】課税運動前に納付があった場合など、充当選付がなされないよう保留状態にすることを意識している。課税運動後、保留状態から消し込む運用を想定している。	左記の機能を実装するにあたり、1件毎に保留していく方向の場合、運用が難しい。一括で保留にできる機能を実装されたい。	...	職員の業務効率向上のため。	...			【提案】個別又は一括で保留にできるよう明示する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
6921	収納	3.2.1	充当処理	抽出した過誤納一覧をもとに、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別（他税目含む）へ充当入力ができること。充当額を過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。過誤納額より充当額が少ない場合は充当処理と併せて過誤納処理も出来ること。	整理票（3.1.1で追加）をもとに、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別（他税目含む）へ充当入力ができること。充当額を過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。過誤納額より充当額が少ない場合は充当処理と併せて過誤納処理も出来ること。		充当と過誤納について、一括で処理したいため				【提案】充当額設定後、残額は自動的に選付できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
6673	収納	3.2.1.	充当処理		充当処理後、充当先に未納額がある場合、未納額納付書を発行することができること（発行するか否かについて、充当処理画面で設定できること）。		充当後の未納額について、残った未納額の納付書発行や納付書発行に係る事務量を軽減できるため。					【提案】充当後、充当先の期別に未納がある場合、未納額分の納付書出力できるよう、オプションとして追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2006	収納	3.2.3	自動充当		自動充当の除外条件は必須。列挙された条件のほかにも、任意の条件を設定できること。		執行停止や、選付通知を送付してから一定期間経過していない者など、自動充当から除外したい条件があり、柔軟に設定できる機能が必須。					【提案】任意の除外条件を設定できるようオプションで追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5754	収納	3.2.3	自動充当		納期限の自動充当にあたっては、本税優先の機能を有すること。	地方税法第17条の2第3項						【提案】自動充当は納期限の他本税優先の必要もあるため、本税優先の記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

5625	収納	3.2.3.	自動充当	<p>過納が発生している納税義務者に対し、納期未到来に未納があれば、自動充当できること。自動充当にあたっては、納期前納に充当はされないこと。また、執行停止部分がある場合はそれ以外の納期を優先して充当可能なこと。</p> <p>自動充当の除外条件が設定できること。</p> <p>除外条件： 死亡者・還付加算金有・他税目未納有・分割納付計画有・滞納処分予定・特効別来分</p>						<p>・充当先を個別に確認する作業は非効率で膨大な事務量が発生することから、自動充当は必須であるため。</p> <p>・滞納整理上執行停止以外の部分を優先して充当することが必要な場合が多いため、既に特効を認めている納期に充当することを防止するため。</p>	反映する	●	<p>【提案】除外条件に執行停止であることを追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>
6474	収納	3.2.4	充当取消	<p>・特別徴収については取り消しできるようにしてほしい。</p>		正しい納付状況にするため。	<p>調定更正が発生した際に正しい処理をできるようにするため。</p>				反映する	●	<p>【提案】充当処理後の異動があった場合に取消を行う必要があるという意見が多いため、削除する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>
976	収納	3.2.5	充当適状日	<p>充当適状日は法令通り自動設定されること。また手動設定もできること。</p>						手入力したい事案が発生することが想定されるため。	反映する	●	<p>【提案】修正する運用も想定し、「また、手動で変更できると」を追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>
1019	収納	3.2.7.	通知書	<p>通知内容の文言については、自由に登録・編集できること。 対象者の一覧を出力できること。</p>	<p>通知内容の文言については、自由に登録・編集できること。 対象者の一覧を出力できること。</p>		<p>現在、システムで対応しきれない納付（特効・不納欠損等）については、システムで内容の修正ができます。新たにExcelで手打ちの構築を作成して対応している。手作業となるため通知の作成にかかる作業や確認作業に一定の時間を要しているため。</p> <p>効果 還付通知 1 枚あたり 作成職員 1 人 × 1 時間 確認職員 1 人 × 1 時間</p>			反映する	●	<p>【提案】還付充当情報の修正ができるよう、記載を追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	
3944	収納	3.2.7.	通知書	<p>充当を行った税目、期別の対象者について充当通知書が一括または個別で出力できること。 一部充当・一部還付の場合は、還付充当通知書として出力されること。</p> <p>給与特別徴収の個人充当については、個人充当通知書として出力できること。</p> <p>通知内容の文言については、自由に登録・編集できること。 対象者の一覧を出力できること。</p>	<p>充当通知書発行の際は住所氏名等の宛名変更ができること。 充当通知書の発行履歴を保持できるとこと。 充当通知書を発行する際、納付済額、調定額、充当額が一致しない場合、エラーメッセージが表示され、通知書上の金額を適宜修正できること。</p>		<p>職員業務量の軽減のため（住所氏名等の宛名修正ができることによる送付に至るまでの削減時間 2 分/件。）</p>		仕様の補足	反映する	●	<p>【提案】納付済額、調定額、充当額の計量に誤りがある場合、エラーメッセージ等が表示されるよう追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p> <p>特に異議ありません。</p>	
682	収納	3.2.8	充当先の選択	<p>延滞金・督促手数料の調定へ充当ができること。</p>			<p>延滞金は確定延滞金のみ調定として固定されるが、通常入り調定としての自治体が多いので延滞金について調定を保持するのは困難ではない。</p>				反映する	●	<p>【事務局】「調定」という表現を削除する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>
6679	収納	3.2.8.	充当先の選択		<p>複数期別に充当できること。</p>		<p>1期別ごとの充当では非効率なため。</p>				反映する	●	<p>【提案】複数期別への充当ができるよう追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>
7242	収納	3.2.9	納期未到来対象への充当	<p>納期未到来分への充当処理ができること。 チェックがOFFにアップされること。</p>						充当処理の誤りを防止するため。	反映する	●	<p>【提案】納期未到来分への充当時にメッセージなどが表示される機能を追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>
6680	収納	3.2.9.	納期未到来対象への充当	<p>納税通知書発送前の場合、エラーメッセージを表示させること。</p>	<p>納税通知書発行前の充当は、根拠法令がないため。</p>						反映する	●	<p>【提案】納税通知書発送前の充当ができないような記載を追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>

2339	収納	3.3.1	還付処理	過誤納がある税目、期別、過誤納発生事由、課税年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に還付対象者一覧を抽出することができること。	過誤納がある税目、期別、過誤納発生事由、課税年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に還付対象者一覧を抽出することができること。				法人市民税の減額還付の場合、課税額で測定した年月を元に減額還付対象者を抽出するため。	反映する	●	【提案】測定年月を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	大変失礼いたしました。「測定年月」を追加します。	
2389	収納	3.3.1	還付処理	個人住民税の株式配当割・株式譲渡割控除不足額を一括還付できること。 個人住民税の当初課税決定時における年金特徴還付分を一括還付できること。	個人住民税の株式配当割・株式譲渡割控除不足額を一括還付できること。 個人住民税の当初課税決定時における年金特徴還付分を一括還付できること。 市民税・都民税（特別徴収）における還付分を徴収期に渡り一括還付入力・処理ができること。	多摩市は1件の還付入力で1枚の還付請求書が作成され、還付金の振込の場合に市民から還付請求書の提出を必須としている。そのため、還付入力・処理が徴収期に渡り一括で行われることにより、還付請求書も1枚で作成され、市民の記入の手間が省けるため。			還付請求を一括で還付処理できるため、還付入力作業の手間が省けるため。還付金は1件あたり2分程度かかり、特に市民税・都民税（特別徴収）の場合は期別の数が多いため大規模な作業時間の削減につながる。また、還付通知書の印刷もつながる。	反映する	●	【提案】個人住民税（特別徴収）における還付分を複数期に渡り一括還付できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2564	収納	3.3.1	還付処理		株式配当割等を還付充当した後、税額訂正が生じて追加で還付が生じた分、還付額の戻し入れ分について、システムで管理できること。	戻入の収納管理もシステムで管理することで事務負担の軽減を図るため。			【確認】株式配当割等を還付充当した後、税額訂正が生じた場合、還付額の戻し入れ分について、システムで管理しているか。	保留	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 現システムでは管理していません。別科目としてマスターを作成して管理することは可能です。 【確認】財務会計のみの事務処理になるため、システムでの管理は行っていない。 システムで管理していない。 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 現システムでは管理していません。収入日は手入力で管理しています。 ・株式配当割当から市民税に（自動）充当した上で、市民税の測定額が減額した場合と解釈して回答すると、このようなケースは件数が少なく、また収納前でも管理することはない。 K回答 税収入でないため、税システムでは管理していません。	【提案】システムで管理していないという意見が多数のため反映しない。必要な場合には、還付処理の修正で対応可能と想定。	●	
2778	収納	3.3.1	還付処理	還付入力を行った日付、還付処理の決済日、還付をする予定日（通知日）、還付理由を入力できること。	還付入力を行った日付、還付処理の決済日、還付金の請求日、還付をする予定日（通知日）、還付理由を入力できること。				還付請求書をもらっての還付支払について、還付加算金の格算日計算も必要のため	反映する	●	【提案】還付金の請求日を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 賛同する。当市では、現在使用していないが、使用する自治体もあると思われる。		
2894	収納	3.3.1	還付処理		還付処理は、一括および個別にできること。				状況に応じ、個別処理も行っているため。	反映する	●	【提案】還付処理は、一括および個別にできることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 賛同する。		
3478	収納	3.3.1	還付処理		税目・発生日・発生事由・年度・還付予定日・還付口座の有無等の条件を指定して一括還付できること。	年度末や当初発送後などは還付件数が多く、オンライン処理では不可能である為、バッチでの一括処理が必要です。				反映しない		【提案】税目・発生日・発生事由・年度・還付予定日・還付口座の有無等の条件を指定して一括還付できることを追加する。			
7243	収納	3.3.1	還付処理	過誤納がある税目、期別、過誤納発生事由、課税年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に還付対象者一覧を抽出することができること。 還付額は過誤納額から自動で設定されること。 設定された金額の必要もできること。 還付入力を行った日付、還付処理の決済日、還付をする予定日（通知日）、還付理由を入力できること。 個人住民税の株式配当割・株式譲渡割控除不足額を一括還付できること。 個人住民税の当初課税決定時における年金特徴還付分を一括還付できること。	メモ入力できること。	特殊な処理をした際の記録等、メモ機能を追加することで、処理の経緯や方法残すことができ業務の効率化につながるため。				反映する	●	【提案】特記事項を入力できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 賛同する。		

970	収納	3.3.1.	還付処理	<p>過払納がある税目、期別、過払納発生事由、課税年度、相当年度、過払納番号、宛名番号、通知前番号を元に還付対象者一覧を抽出することができます。</p> <p>還付額は過払納額から自動で設定されることが、設定された金額の変更もできます。</p> <p>還付入力を行った日付、還付処理の決済日、還付する予定日（通知日）、還付理由を入力できます。</p> <p>個人住民税の株式配当期・株式譲渡割控除不足額を一括還付できます。</p> <p>個人住民税の当初課税決定時における年金特徴還付分を一括還付できます。</p>	<p>過払納がある税目、期別、過払納発生事由、課税年度、相当年度、過払納番号、宛名番号、通知前番号を元に還付対象者一覧を抽出することができます。</p> <p>還付額は過払納額から自動で設定されることが、設定された金額の変更もできます。</p> <p>還付入力を行った日付、還付処理の決済日、還付する予定日（通知日）、還付理由を入力できます。</p> <p>個人住民税の株式配当期・株式譲渡割控除不足額を一括還付できます。</p> <p>個人住民税の当初課税決定時における年金特徴還付分を一括還付できます。</p> <p>過払納のない期別からも還付データの作成ができます（納付の付け替えのため）</p>	<p>消込後に市民から「期別を誤って納付した。」との問い合わせの際に還付充当して対応するため、過払納のない期別からも還付データを作成できるようになる（納付の付け替えを行うため）</p>			反映する	●	<p>【提案】過払納のない期別からも還付データの作成ができることを追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	
2553	収納	3.3.10	口座還付	<p>任意の時点（還付処理日、支払い日等）で支払い済にできること。</p>	<p>任意の時点（還付処理日、支払い日等）を設定し、当該日に着払い段階で自動的に支払い済にできること。</p>	<p>職員業務量低減のため。 現状、還付件数1件あたり処理時間1.5分程度であり、1.5分×5,700件（R1実績）＝8,550分（＝142.5時間）の業務量低減が可能。</p>			保留	●	<p>【確認】「任意の時点（還付処理日、支払い日等）」を設定し、当該日に着払い段階で自動的に支払い済にできること上の意見が見受けられたが、必要性はあるか。また、現行システムの実装状況をご教示いただきたい。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p> <p>現行システムで実装はありません。一括で処理ができれば自動で当該日付に処理が行われる機能の必要性は高いと考えています。</p> <p>B回答 【確認】現行システムでは口座振込による還付は自動的に「支払済」になるが、現金による還付は手入力により支払済処理を行っている。どちらでもよい。</p> <p>C回答 現行システムでは実装されていないため、個別に還付処理をして、それぞれ支払いを入力しています。これをしなと還付日が過ぎても未払と表示されています。</p> <p>D回答 必要性は高いと思います。</p> <p>E回答 現行、実装無し。振込完了後に手入力で確定している。還付件数の多い都市や財務と連動する場合、事務削減効果大では</p> <p>F回答 必要性有；どの時点で収納システム上支払い済と表示するかは各市運用により異なる想定されるため、当面現行システム：振込用の入力を行った時点で収納システム上、振込前でも支払い済と表示される。</p> <p>G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p> <p>現行システムでは、支払いに財務会計より抽出した振込データをシステムに取込み、1件ずつ支払済データを作成し、作業が完了する。次期システムでは全国統合運用のため、自動で支払い済になる。必要です。ステータスも未済から済みにする必要がある。市民対応でのトラブルを防ぐ観点から、また集計上の必要性から、還付執行（支払）日に還付済と変わることが理想です。現行システムにおいては、財務会計システムから還付執行データを連携し取り込むことで、還付執行日の登録業日に還付済に変わります。次期システムでは支払いの入力の有無で還付執行が管理され、集計上は振込日までに支払いが別業日になっているのが運用の仕様が予定されています。</p> <p>J回答 ・手動で還付処理をしている。 K回答</p>	<p>【提案】必要との意見も見受けられるため、オプションで追加する。</p>
2937	収納	3.3.10.	口座還付	<p>還付の口座振込依頼データを作成できること。</p>	<p>還付の口座振込依頼データを作成できること。全額一括フォーマットで作成可能のこと。</p>	<p>データ処理の効率化のため。</p>			反映しない			<p>【提案】全額一括フォーマットで作成可能なことを追加する。</p>	
5148	収納	3.3.10.	口座還付	<p>【実装すべき機能】 …</p>	<p>【実装すべき機能】 税目を選択し、抽出して還付の口座振込依頼データを作成できること。 …</p>	<p>還付元の市の口座が異なるため、一括で作成されると科目別に分ける作業が手作業となり、職員の負担とリスクが発生するため。</p>			反映しない		<p>【提案】税目を選択し、追加する。</p>		
3758	収納	3.3.11 3.3.16	還付時効処理 還付未済処理	<p>還付再通知を一括発行した場合に、一括で時効を延長させることができること</p>	<p>還付再通知の送付は民法第147条第3項の承認行為に当たり、時効の中断事由となるので、個別に再通知を送付した場合だけでなく、一括出力をした場合にも時効の延長を行う必要があるため。</p>			反映する	●	<p>【提案】一括で出力した際は、一括で時効が延長されることを追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>		
5164	収納	3.3.13.	還付先、還付通知先管理	<p>【実装すべき機能】 還付登録時に、還付先として納付義務者本人、法人、または他の宛名を選択できること。一つの還付に対して、還付先を複数人設定できること。</p>	<p>【実装すべき機能】 還付登録時に、還付先として納付義務者本人、法人、送付先または他の宛名を選択できること。また、還付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけることができること。</p>	<p>①に登録している送付先を選択できる方が手入力の手間を省くことができるため。 ②複数の還付先がある場合、独立して処理できないシステムと財務会計システムの誤差が発生し、原因の特定に手間がかかるため</p>		反映する	●	<p>【提案】還付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけることを追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>		
2560	収納	3.3.14	還付先、還付通知先管理	<p>還付通知先は特別徴収義務者を設定できること。</p>	<p>還付通知先は納税義務者個人を設定できること。</p>	<p>特別徴収の過払納金について、特別徴収義務者より依頼があった場合は個人へ直接還付・通知を送付することができる。還付通知先に納税義務者個人を設定できれば、そのような依頼にもスムーズに対応できる。</p>		反映する	●	<p>【提案】特別徴収義務者及び納税義務者を設定できることとする。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>		

3440	収納	3.3.14	還付先、還付通知先管理		二重納付など「誤納」の場合は特別徴収義務者へ還付できること。					個人から徴収された市税でない場合の対応が必要であるため。	反映する		2560と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 賛同する F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
7155	収納	3.3.14	還付先、還付通知先管理		還付先として納税義務者個人を選択した際は、当該個人の調定情報の異動履歴を参照することによって還付額が自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。退職所得に係る所得割について、還付できること。	還付先として納税義務者個人を選択した際は、特別徴収義務者の更正前後の税額ではなく、当該個人の更正前後の税額が表示されたものであるべきだから、退職所得に係る所得割について、過納納入をする特別徴収義務者がいるため。				納税義務者個人宛てに発行する還付通知は、特別徴収義務者の更正前後の税額ではなく、当該個人の更正前後の税額が表示されたものであるべきだから、退職所得に係る所得割について、過納納入をする特別徴収義務者がいるため。	保留	●	【確認】「還付先として納税義務者個人を選択した際は、当該個人の調定情報の異動履歴を参照することによって還付額が自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。」を追加したいとの意見が見受けられたが、自動で設定されることの必要性はあるか。また、現行システムの実装状況でも表示したいできない。 なお、3.3.1で「設定された金額の変更もできること」としているため、手動での変更でも対応可能と想定している。	A回答 自動設定について現行システムに実装はあてられず、自動である必要性は高くないと考えます。 B回答 【確認】現システムでは左記の仕様となっており、必須である。 C回答 現行システムでは金額を変更して処理している（次のとおり） 課税課である市民税課で減額した際に例えば10万円が過徴した場合はAに5万円、Bに5万円の還付できるように処理を付けて、それを額に10万円の表示を5万円に変更して入力しています。 必要性はあると思います。 D回答 実装なし、自動で設定されれば便利ではある。 E回答 現行システムでは実装されていないが、変更通知書などと統一した方が市民に分かりやすい。また、一事業所の中で複数人の還付対象がある場合に現行各期別の全体過納額より手処理にて個人用の還付額に変更している、自動で設定してれると業務効率の向上につながるため反映希望 F回答 現行システムでは、市民税課特設の個人還付については、個人の調定情報の異動履歴から還付額が自動設定される仕様になっている。また、手動での金額変更も可能です。 H回答 I回答 現行システムにおいては特設事業所全体の金額が設定されるため、手入力での個人への金額に修正しています。入力ミスも防止できる観点からあると望ましいと考えますが、必須までは言えないと考えます。 J回答 必要性は高い。理由は、1959の通り。 K回答 現行システムは対応していないが、次期システムはできると認識している。現在は個人へ充当後還付している。 L回答 現行システムでは還付額は自動で設定されていませんが、納税義務者個人を選択した場合にその宛名の未納額が表示される機能があります。 3.2.3自動充当の機能があるであれば、納税義務者個人を選択した場合、そのルールで自動充当金額、還付額について設定された事務の自動化にはつながると考えます。	【提案】必要との意見も見受けられるため、オプションで追加する。
7245	収納	3.3.15	還付先、還付通知先管理		督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、調定額変更になったもの、コジコジ納付等の返納済みデータの再納、発送までの期間に納付・充当、調定額変更、転居、宛名異動、及び徴収額になったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。	指定したものの督促状を引き抜きできること。				任意の抜き取りに対応することで、不要なトラブルを避けることができるため。	反映する	●	【提案】4.2.4.で任意に引き抜きできることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 賛同する F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3551	収納	3.3.15	還付先、還付通知先管理		死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への返納が判明するまで一括で保留にできること。保留の対象者を抽出できること。	死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への返納が判明するまで一括又は個別に保留にできること。保留の対象者を抽出できること。				「保留」処理によって処理制限をかけたのち、返納不要が判明した対象について保留を解除し、一括及び個別で還付処理ができること。	反映する	●	【提案】一括→一括または個別に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 賛同する F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
7156	収納	3.3.16	還付未済処理		還付未済対象者に対して、未払いのお知らせ（勧奨通知）を出力できること。	還付未済対象者に対して、未払いのお知らせ（勧奨通知）を出力できること。未払いのお知らせを出力した際には、出力日を管理（参照）し、時効が初期化されること。	民法第152条第1項の規定により、請求権者に対する受領の催告が請求権者に到達したときは、債務者である地方団体が支払義務を承認しているものとして時効更新の効力が生ずるため。				反映する	●	【提案】勧奨通知出力の際も時効が初期化されることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 賛同する F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
4098	収納	3.3.16	還付未済処理		還付通知出力後、還付処理が未済のものを期間を指定して抽出できること。 還付未済対象者に対して、還付通知書を一括または個別に再発行できること。	還付通知出力後、還付処理が未済のものを期間を指定して抽出できること。 還付未済対象者に対して、還付通知書を一括または個別に再発行できること。 時効が来たものに対して還付欠損処理が行えること	地方税法18条の3				反映する	●	【提案】時効が来たものに対して還付欠損処理が行えることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 賛同する F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3483	収納	3.3.18	還付通知発行/再発行		通知日を変更して再発行できること。	通知日を変更して再発行できること。	通知日が過去日のままだと納税者に混乱を与えてしまうため。				反映する	●	【提案】通知日を変更して再発行できることを追加する。」	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 賛同する F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
2991	収納	3.3.18	還付通知発行/再発行		還付を行う税目、期別の対象者について還付通知が出力できること。 給与特別徴収の個人還付については、個人用の還付通知書を出力できること。	還付を行う税目、期別の対象者について還付通知が出力できること。 給与特別徴収の個人還付については、個人用の還付通知書を出力できること。 口座振込を指定した対象者には還付する口座のわかる通知書を出力できること。 対象者本人が死亡しているときには、相続人向けの通知書が発行できること	還付口座を市民に知らせる必要があるため。 死亡者を引き抜いて別帳を入れる手順が大変。				反映する	●	【提案】対象者本人が死亡しているときには、相続人向けの通知書が発行できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 賛同する F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	山分けではなく、相続人を宛先に設定できることを意図している。

3948	収納	3.3.18.	還付通知発行/再発行	還付を行う税目、期別の対象者について還付通知が出力できること。 給付特別徴収の個人還付については、個人還付通知書を出力できること。	還付通知書発行の際は、納付済額、調整額、還付額が一致しない場合、エラーメッセージが表示され、通知書上の金額を適宜修正できること 発行した還付通知書はOCRで読み取りデータ登録できること	職員業務量の軽減のため（住所氏名等の宛名修正ができることによる送付に至るまでの削減時間 2分/件。） (還付通知書の届込先入力もOCR読み取り自動化することにより期待できる削減時間 1分/件)	仕様の補足	反映する	●	【提案】宛名・金額を修正できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3370	収納	3.3.3.	還付処理	還付の決議日に即時で還付できること。決議番号を付帯できること。 また、決議日に未末日を設定する場合、該当日付に到達したら、還付が実行されること。ただし、通知書発送までの期間の場合、修正処理が可能なおこと。 還付処理結果の照会ができること。 還付の履歴管理ができること。	還付の支払日に即時で還付できること。決議番号を付帯できること。 また、支払日に未末日を設定する場合、該当日付に到達したら、還付が実行されること。ただし、通知書発送までの期間の場合、修正処理が可能なおこと。 還付処理結果の照会ができること。 還付の履歴管理ができること。			会計システム上、決算日から支払日まで日にちが分かるため。	反映する	●	【提案】還付の決議日と支払日を管理できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
4590	収納	3.3.4	還付取消	還付処理の取消ができること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。	還付処理の修正・削除ができること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の修正・削除ができること。				反映する	●	【提案】修正できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
7025	収納	3.3.4	還付取消	(追加) ただし、以下の場合は還付処理の取消が行えないように制御すること。 ・出納閉鎖後の還付				3.2.4可当取消と同様に、制約の条件が必要と思われるため。	反映する	●	【提案】出納閉鎖後の還付の場合は還付処理の取消が行えないように制御することを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【確認】E市意見が「支出済の還付を取消する場合は注意喚起のメッセージを出すこと」追加の要否について確認させていただく。
3545	収納	3.3.4.	還付取消	還付処理の取消ができること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。	還付処理の取消ができること。また、取消した還付処理についても引き続き還付情報を参照できること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。			納税義務者について、還付通知した後、取り消して充当処理を行い再通知することができるが、古い還付通知をもちて問い合わせがあった時、当市システムにおいては、取消した還付情報を参照できず対応に苦慮している（おそろどこかに内部データとしては保持しているが、通常操作においては参照できない）。	保留	●	【確認】取消した還付処理についても引き続き還付情報を参照できることを追加したいとの意見が見受けられるが、必要性はあるか。また、現行システムの実装状況を教えてください。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 【確認】取消した還付処理についても引き続き還付情報を参照できることを追加したいとの意見が見受けられるが、必要性はあるか。また、現行システムの実装状況を教えてください。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 【確認】取消した還付処理についても引き続き還付情報を参照できることを追加したいとの意見が見受けられるが、必要性はあるか。また、現行システムの実装状況を教えてください。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 【確認】取消した還付処理についても引き続き還付情報を参照できることを追加したいとの意見が見受けられるが、必要性はあるか。また、現行システムの実装状況を教えてください。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】不要との意見が多数のため、反映しない。	
2340	収納	3.3.5	繰入還付・繰出還付の判定	還付額の、会計上の支出財源（戻出還付現年・戻出還付滞納繰越・繰出還付）を、還付支出日（予定日）・測定年度・過誤納金発生年度・収入日（公金日）から自動で判断できること。	還付額の、会計上の支出財源（戻出還付現年・戻出還付滞納繰越・繰出還付）を、還付支出日（予定日）・測定年度・過誤納金発生年度・収入日（公金日）から自動で判断できること。 また、出納整理期間の自動判定の設定は各団体でできること。			出納整理期間の還付を旧年繰入還付とするか、現年繰出還付とするかは各団体で運用が異なるため。	保留		【事務局】APPLIC確認中	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
2823	収納	3.3.5	繰入還付・繰出還付の判定	還付額の会計上の支出財源から自動判定できること。	（実装すべき機能） 出納整理期間において繰入還付が現年・新現年・滞納繰越の判別ができ、照課処理とも連動すること。			照課が新現年で処理しているものを現年処理で判別すると収入結果に誤が生じる可能性があると考え	保留		【事務局】APPLIC確認中		
3546	収納	3.3.5	繰入還付・繰出還付の判定	還付額の、会計上の支出財源（戻出還付現年・戻出還付滞納繰越・繰出還付）を、還付支出日（予定日）・測定年度・過誤納金発生年度・収入日（公金日）から自動で判断できること。	還付額の、会計上の支出財源（戻出還付現年・戻出還付滞納繰越・繰出還付）を、還付支出日（予定日）・測定年度・過誤納金発生年度・収入日（公金日）から自動で判断できること。 8.1.1にも詳細述べているが、出納整理期間中の旧年度滞納繰越分の還付について、会計上の支出財源について統一の見解を示した上で正しく判別してほしい。（参照：地方自治法施行令第165条の7、および地方税法別表第7「地方税の滞納繰越分に係る過誤納金の還付方法について」）				保留		【事務局】APPLIC確認中		

7154	収納	3.3.5	歳入歳付・歳出歳付の判定	給与特別徴収の還付については、期別を判断材料に加えること。	地方自治法施行令第142条第1項第1項によるため、4・5月分、納期の特例の承認を受けている分については後半の納入分を想定。				反映する	●	【提案】給与特別徴収の還付については、期別を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
2341	収納	3.3.6	法人住民税の還付	確定申告等による減額、重複納付等による過納納について、還付できること。 還付発生事由及び甲高区分の組み合わせから、正しい還付加算金起算日の判定ができること。	確定申告等による減額、重複納付等による過納納について、還付できること。 還付発生事由及び甲高区分の組み合わせから、正しい還付加算金起算日の判定ができること。 また、同一申告内で還付発生事由が複数ある場合は、それぞれ正しい計算ができること。		同一申告内で、認定減額による還付と課税が発生するケースあり（例：確定申告で減額となり、同時に納付金額を誤納してしまっ等）、その場合、減額と課税で還付加算金の計算方法が異なるため、それぞれ個別に正しく計算される必要がある。		反映する	●	【提案】同一申告内で還付発生事由が複数ある場合は、それぞれ正しい計算ができることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	法人住民税に確認する。
3479	収納	3.3.6	法人住民税の還付		確定申告書及び更正の請求内にある還付先口座について自動で還付先口座へ設定できること。	口座登録有りの納税者へ把握する事で早く還付する事が出来るので住民サービスの向上につながる。			反映する	●	【提案】3.3.9.で口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されることとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
602	収納	3.3.7	還付加算金	項目なし	計算の除外期間の始期・終期も入力できること。	地方税法第17条の4			保留		【事務局】APPLIC確認中	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3184	収納	3.3.7	還付加算金		納付日が何日かに分かれる場合は、納付日ごとに加算金計算できる		現システムと同様に行えるように		保留		【事務局】APPLIC確認中		
3185	収納	3.3.7	還付加算金		起算日は任意ではなく自動計算		現システムと同様に行えるように		保留		【事務局】APPLIC確認中		
3480	収納	3.3.7	還付加算金		暦年及び期間設定で延滞金計算率を設定できること。	税制改正等に対応するため。			保留		【事務局】APPLIC確認中	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
4051	収納	3.3.7	還付加算金	還付対象の税目、期別へ法令とおり（還付加算金特例基準割合含む）加算金の計算ができること。起算日は任意に設定できること。	還付対象の税目、期別へ法令とおり（還付加算金特例基準割合含む）加算金の計算ができること。起算日及び終了日は税法等にもとづき自動で設定できること。		当該機能がなければ、個別で入力処理をしなければならず、多大な処理時間を要し、効率的に事務処理を行うことができない。		保留		【事務局】APPLIC確認中	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
690	収納	3.3.8	還付加算金		加算金計算書として出力できること		住民説明用に必要なこと。		保留		【事務局】APPLIC確認中		

957	収納	3.3.9	口座選付	該当する口座が不明の場合は、口座照会通知を出力できること。	該当する口座が不明の場合は、口座照会通知を出力できること。また、口座照会に回答がない場合、再通知を発行できること。 ※「再通知」の文言印字や行政不服審査法の見え直し	口座照会通知には行政不服審査法第十八条等を印字しているが、口座の回答がなく再通知を返す場合、印字のままである。「第十八条第一項の処分を初日たる日の翌日から起算」を再通知の通知日の翌日と誤って解釈されてしまったため。				保留	●	【提案】再出力を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では、不服審査は口座照会通知でなく、選付先通知に記載している	【提案】検索要件の全国意見にて、同様の意見が見受けられないことから、再出力の項目は定義しないこととした。	●
3186	収納	3.3.9	口座選付		全額フォーマットでの出力				選付データについて、全額フォーマットでの出力を行う（選付加算金含む）	反映する	●	【提案】全額フォーマットで出力できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では選付事務については、懸幹系システム側で財務会計システムに連携するためのファイルを作成し、財務会計システム側に合わせた支払いデータを連携しています。自治体によって異なることなと思いますので、全額フォーマットと指定する文言にはすべきでないと考えます。		
3757	収納	3.3.9	口座選付	該当する口座が不明の場合は、口座照会通知を出力できること。	口座不明時だけでなく、口座照会通知を打ち出せること。			当市の財務規程上、選付の支出をする際に請求書等の証拠書類が必要となり、宛名毎に選付先口座を登録することができず、すべての選付に対して照会通知を同時、返送依頼をしているため、 (過去の振込のあった対象者についても照会通知を送付している)		反映する	●	【提案】不明または確認が必要な場合に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5108	収納	3.3.9	口座選付	窓口で死亡者の場合は誓約書付きの口座記入用紙と一般の口座記入用紙を別様式での出力。				選付の口座の扱いが死亡者では異なる処理が必要。	死亡者の場合はその都度誓約をとる必要がある。	反映しない	●	【確認】「納税義務者が死亡している場合は、誓約書で出力できること」を追加したいとの意見が見受けられたが、必要性はあるか。また、現行システムの実装状況をご教示いただきたい。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 現行システムでは対応していません。システムへの実装は必要性は高くないと考えます。	【提案】システム外でも対応可能と想定されるため、反映しない。	●
6932	収納	3.3.9	口座選付	選付先口座を税目別に登録できること。過去に選付・振替を行った履歴情報から口座を選択できること。	選付先口座を税目別に登録できること。口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること。過去に選付・振替を行った履歴情報から口座を選択できること。			振替口座に選付されれば、市民が再度連絡する必要はなく市民の負担軽減につながる。	本市では実装済みのため。	反映する	●	【提案】口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市の運用では、直近の振替実績があるかどうかを確認しており、振替実績がない口座には選付していません。自動で「登録」までされてしまうと支障があります。「選付先口座として振替口座を選択できる」という要件であれば必要であると考えます。	【提案】自治体により運用が異なるため、「口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること」は、オプションで追加する。「過去に選付・振替を行った履歴情報から口座を選択できること。」はそのままとする。	●
2989	収納	3.3.9	口座選付		選付処理状況に関わらず事前に税目別に登録できること。また、パンチデータより選付口座情報を一括して登録できること。			選付履歴からの登録だけでなく事前に登録できることで、減額申告直後の申し出への対応や、選付口座照会書の回答到着後に選付口座の登録のみを行うことができることで事務の効率化を図ることができる。また、AI-OCRやパンチでデータ化取込することで、業務の効率化ができるため、年200時間以上の効果が期待できる		反映する	●	【提案】パンチデータ等から選付口座情報を一括して登録できることをオプションで追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3188	収納	4.1.1	延滞金計算		コンビニ等連絡・確報がある場合は、確報についても納付日で延滞金計算する				連絡については、取消の可能性あるため反映しない。	反映する	●	【提案】2.1.9.にコンビニ等連絡（仮消込）を納付済みとするかどうかは、パラメータでの設定変更を可能とすることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。		

5434	収納	4.1.2	延滞金計算	法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 延滞金は起算日から自動的に算出されること。また、起算日を任意に設定することもできること。 なお、延滞金について収入日ではなく、納付日（納收日）で計算できること。 差押え、交付要求等が発生した場合、任意の日付を変更して計算できること。 調定異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。再計算の結果、延滞金の納付済額が調定額より大きくなった場合は過徴納とできること。 延滞金の試算が行えること。試算結果が記載された計算書を出力できること。	法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 延滞金は起算日から自動的に算出されること。また、起算日を任意に設定（アラート）することもできること。 なお、延滞金について収入日ではなく、納付日（納收日）で計算できること。 差押え、交付要求等が発生した場合、任意の日付を変更して計算できること。 調定異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。再計算の結果、延滞金の納付済額が調定額より大きくなった場合は過徴納とできること。 一部納付等、納付額に異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 延滞金の試算が行えること。試算結果が記載された計算書を出力できること。	延滞金を新たに仮計算できるシステムの想定であれば起算日の設定は問題ないが、実際のデータを使用し、起算日を設定するのは危険な部分もあるのでアラートとした。				反映する	●	【提案】延滞金計算日を任意に設定する際には、アラートが表示されることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】H市意見の通り、表現を修正する。	
2499	収納	4.1.5.	申告税		・追加課税				自主的な修正申告における延滞金控除期間が適用されないため。	保留		【事務局】APPLIC確認中			
3949	収納	4.1.6.	確定延滞金	本税完納時に確定延滞金を算出し、請求対象者を抽出できること。 確定延滞金算出後であっても、調定異動が発生した場合、確定延滞金の再計算ができること。 再計算される確定延滞金額が随時修正した確定延滞金額と異なる場合、自動更新せず差額が把握できること。 本税が完納した場合、延滞金のみ徴収ができること。 本税完納後、確定延滞金発生のお知らせを、個別一括で出力できること。確定延滞金納付書を個別一括で出力できること。	確定延滞金の調定はCSV等の外部データ（期別毎）を取り込むことにより一括で追加、修正、削除を行うことができること	職員業務量の軽減のため（確定延滞金の調定修正等を一括処理化することによる削減時間 1分/件。）			仕様の補足	反映する	●	【提案】CSV等の外部データ（期別毎）を取り込むことで一括で追加、修正、削除を行うことができることをオプションで追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】現在はCSV取込機能は特に定義していない。実装が必要な個別要件をご教示いただきたい。	●
2830	収納	4.1.8.	延滞金減免処理	記載なし	（実装すべき機能） (1) 収納管理システムと滞納システム間で延滞金減免調定が連携されること	(1) 延滞金減免と過徴納金充当を実施するシステムが連携する場合、延滞金減免された調定が滞納として発生するため、収納システムで、調定が異なると、納付があった場合に過徴納と判定されないため			反映する	●	【提案】延滞金減免調定を滞納システムへ連携できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
4096	収納	4.2.	督促処理		督促発送したのに対して特効中断を行えること。また、督促返戻があったものに対しては、特効中断を解除すること	地方税法 18条の2			反映する	●	【提案】特効中断について追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
581	収納	4.2.1	賦課・収納情報管理		死亡者においては、課税情報で登録された代納設定者に対して督促状を配布できること。	督促状の未発布を防止するため。			反映する	●	【提案】4.2.3.に「死亡者においては、課税情報で登録された代納設定者に対して督促状を配布できること」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
1094	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件：死亡者	想定される抽出除外条件に死亡者を移動				納税管理人認定されている場合、抽出する必要があるので。	反映する	●	想定される抽出除外条件に死亡者を移動する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

1157	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件：死亡者	想定される抽出条件に死亡者を移動					納税管理人設定がされている場合、抽出する必要があるのであるため。	反映する	No.1094と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1232	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件：死亡者	想定される抽出条件に死亡者を移動					納税管理人設定がされている場合、抽出する必要があるのであるため。	反映する	No.1094と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1315	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件：死亡者	想定される抽出条件に死亡者を移動					納税管理人設定がされている場合、抽出する必要があるのであるため。	反映する	No.1094と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1416	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件：死亡者	想定される抽出条件に死亡者を移動					納税管理人設定がされている場合、抽出する必要があるのであるため。	反映する	No.1094と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1502	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件：死亡者	想定される抽出条件に死亡者を移動					納税管理人設定がされている場合、抽出する必要があるのであるため。	反映する	No.1094と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
2332	収納	4.2.1	督促状作成		督促状の対象データをcsvファイル等で出力できること。ファイルレイアウトは収納管理システムが持つ項目を選択し編集可能であること。		督促状は印刷・封入封緘に係る事務軽減・コスト軽減ため事業者者に委託している。委託用のデータ作成ができないと自前で行うことになり、事務コストは増大する。	上記と同じ	上記と同じ		反映する	No1567と同様。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3556	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件： 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止	想定される抽出除外条件 納税通知書返戻者についても除外が必要。	納税通知書が返戻となっている場合、納税の告知（地方税法第13条第1項）の効力が生じていないため、当該宛先に対して督促状を発行しても無効であるため。					反映する	No.1595と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3761	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出除外条件： 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止	想定される抽出除外条件： 納税通知書返戻者についても除外が必要。	地方税法第13条、20条において、履践の通知は書面で行うこと、書面が到達することが必要であるが、納税通知が返戻となっている場合は課税が成立していないこととなるため、督促対象の抽出から除外するのが適当であるため。					反映する	No.1595と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
4596	収納	4.2.1	対象抽出処理	想定される抽出条件： 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月	想定される抽出条件： 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月 想定される抽出除外条件： 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止、納税通知書返戻	地方税法第13条ほか	納税通知書の返戻を手動で管理する場合は誤入力・漏れ（ヒューマンエラー）が発生する恐れがあるため		せとちろ3市自治体クラウド参加市である松山市・高松市についても、当該機能は必要であるとの共通認識で一致している。		反映する	No.1595と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	

5111	収納	4.2.1	対象抽出処理	<p>想定される抽出条件: 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月未発布による抽出除外条件; 想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止</p>	<p>想定される抽出条件: 納期限（公示送達含む）から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月未発布による抽出除外条件; 想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止、納税通知書返戻者</p>			<p>納税通知書の返戻、公示送達を自動で管理する場合は誤入力・漏れ（ヒューマンエラー）が発生する恐れがあるため</p>	<p>納税通知書の公示送達後、滞納処分を前段とした調査へ進むため、速やかに督促状を送付する必要がある</p>	<p>（せとち3市自治体クラウド参加市である松山市・豊数市についても、当該機能は必要であるとの共通認識で一致している。）</p>	反映する	No.1595と同様	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>		
5436	収納	4.2.1	対象抽出処理	<p>納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV）できること。 抽出条件、抽出除外条件が設定できること。</p> <p>想定される抽出条件: 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月未発布による抽出除外条件; 想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止</p> <p>本税未納及び延滞金未納について、連絡（仮消込）額を含めた状態で計算されていること。</p>	<p>想定される抽出条件: 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月未発布による抽出除外条件; 想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止、納税通知書返戻分</p>				<p>納税通知書が送達されていなければ課税が有効でないため。 （せとち3市自治体クラウド参加市である松山市・高松市についても、当該機能は必要であるとの共通認識で一致している。）</p>	反映する	No.1595と同様	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>			
6937	収納	4.2.1	対象抽出処理	<p>想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止</p>	<p>想定される抽出除外条件: 執行停止者（ただし、所在不明は除く）、連絡データ取込済み、繰上徴収、徴収猶予、督促停止 死亡者は相続人代表別に送るため除外条件から除外する。</p>				<p>本市では実装済みのため。</p>	反映する	No.1094と同様	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>			
7396	収納	4.2.1	対象抽出処理	<p>納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV）できること。 抽出条件、抽出除外条件が設定できること。</p> <p>想定される抽出条件: 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月未発布による抽出除外条件; 想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止</p> <p>本税未納及び延滞金未納について、連絡（仮消込）額を含めた状態で計算されていること。</p>	<p>納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV）できること。 抽出条件、抽出除外条件が設定できること。 ※条件ごとのON/OFFについては、初期設定は自治体ごと、また実行の前後、選択することも可能とする。</p> <p>想定される抽出条件: 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月未発布による抽出除外条件; 想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、抽出直前の最新データを取り込めようとすること。）、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、換借猶予・納付契約（誓約書提出前、誓約書提出後の区別あり）、督促停止、公示送達、過誤納帳簿中 本税未納及び延滞金未納について、連絡（仮消込）額を含めた状態で計算されていること。 ※連絡（仮消込）を含めるか含めないかは、設定変更を可能とすること。</p>	<p>過誤納帳簿中などの不確実な金額で延滞金通知書が発送されることによる混乱を防ぐため。</p>	<p>徴収猶予（確定前、確定）※ON/OFFを実行時即座実行できること; 徴収猶予の申請書を提出していない特徴、法人市県税については、督促状を発送し、納付を促しているため。</p>	<p>公示送達:督促状が届かず、公示送達した対象については、督促送達済みとして扱うため。</p>	反映する	連絡については、No3188と同様	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>				
3764	収納	4.2.1 4.2.3	督促状作成		<p>督促状を一括で作成時に、封入封紙業者のための宛名に一連番号を打てること</p>			<p>封入封紙業務を委託しており、業者から一連番号の記載を求められるため</p>		反映する	No2037と同様。				
1594	収納	4.2.1.	対象抽出処理	なし	<p>任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できること。</p>				<p>EUC等で細く設定し抽出した一覧を使用する等、自治体独自の一覧から対象者を抽出する。</p>	反映する	●	<p>外部データ読み込みによる抽出ができることをオプションで追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>		
1595	収納	4.2.1.	対象抽出処理	なし	<p>想定される抽出除外条件に、「納税通知書送達未済」を追加すること。</p>				<p>納税通知書送達未済時に督促状が発送されることを防ぐため。</p>	反映する	●	<p>【提案】想定される抽出除外条件に、「納税通知書返戻」を追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>		

2995	収納	4.2.1.	対象抽出処理	想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止	死亡者は発送するため、抽出除外条件から外す。死亡者の場合、自由に宛名を変更できるようにすること。			死亡者であっても督促状は発行し、発送の有無はその後検討しているため。			No.1094と同様	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3659	収納	4.2.1.	対象抽出処理	想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止	想定される抽出除外条件: 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収猶予、督促停止、納通返戻、督促返戻			返戻実績のある住所への送付を行わないため			【提案】想定される抽出除外条件に督促返戻を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5627	収納	4.2.1.	対象抽出処理		想定される抽出条件:住所コード・公示送達			・住所コードについては、災害等で抽出（除外）エリアを指定する場合には必要であり、他は現在主に使用している条件のため。			【提案】想定される抽出条件に住所コード・公示送達を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
7246	収納	4.2.1.	対象抽出処理	想定される抽出条件: 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月 申告税・賦課税・特別徴収分それぞれ抽出条件を設定できること。	想定される抽出条件: 期間で設定した納期限、未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月 申告税・賦課税・特別徴収分それぞれ抽出条件を設定できること。			追加した抽出条件で抽出しなければ、収納確認がなされる前に督促状が発送されてしまう。追加した抽出条件で抽出できれば、本来不要な督促状発送をなくして済むようになる。			【提案】申告税・賦課税・特別徴収分それぞれ抽出条件を設定できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
6938	収納	4.2.2	督促停止	条件指定により、督促停止処理を一括でできること	条件指定により、督促停止処理を一括でできること。 外部ファイルから督促停止リストを取り込んで、一括で停止ができること。			本市では実装済みのため。			【提案】任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できることをオプションで追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
6828	収納	4.2.2.	督促停止	条件指定により、督促停止処理を一括でできること。 想定される条件: 国際徴収猶予等による地域指定（一括）、徴収猶予、繰上徴収（滞納からの連携）	条件指定により、督促停止処理を一括でできること。 想定される条件: 国際徴収猶予等による地域指定（一括）、徴収猶予、繰上徴収（滞納からの連携）、納通未達			本市の運用では想定される条件であるため。			No3190と同様			
603	収納	4.2.3	督促状作成	項目なし	死亡者の納税義務を承継した相続人にも督促状を出力できること。	地方税法第9条		承継を行っても納期限内に納税しない相続人がいた場合、別途エクセル等で督促状を作成するのは手間であるため			No581と同様			
7385	収納	4.2.3	督促状作成		未収の期月に過期納未処理がある場合は、督促・催告の出力はされない。	地方税法17条の2		正しい未収額で督促・催告を通知することが出来る。			【提案】4.2.2.督促停止の想定される条件に、過期納未済を追加する。			
7401	収納	4.2.3	督促状作成		滞納システム内の督促止め・延滞金通知書止めの抽出にかかる年間スケジュールが登録できること。 また、予定情報として、下記の項目が設定できること。 処理日（予定日）、処理名（全角10文字程度）、発送日、抜出日、抽出税目（複数選択可能）、抽出年度（○○年度または○○年度以前）、ファイル名、口座不納ファイル名			督促・催告の発送は、大規模な処理であり、処理遅れやミスをした際の影響が大きいため。			【事務局】共通要件で検討。			

7652	収納	4.2.3	督促状作成	発行金額については、自由に金額設定（入力）できること		コンビニ連携への対応。または、収納未反映の一部入金への対応				【提案】金額を手動で修正できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	
3765	収納	4.2.4	引き抜き	引き抜いた対象者について……督促発布の履歴を自動削除できること。	自動削除ではなく、引き抜いた履歴を残すこと。	発送の打ち出し・引き抜きの経緯を明確にし、住民対応をより正確なものにするため。				【提案】引き抜き対象者の履歴を管理できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	
6692	収納	4.2.4	引抜	引抜対象となった案件の督促状発行の交渉経緯に対して、引き抜いた旨の記録が自動上書きできること。もしくは、記録が自動削除されること。	引抜対象となった案件の督促状発行の交渉経緯に対して、引き抜いた旨の記録が自動上書きできること。もしくは、記録が自動削除されること。	職員が督促状を引き抜いた案件に対して、交渉経過を個別削除する必要が高くなるため、1件につき2分の削除ができる。また、削除履歴で引き抜いたにもかかわらず督促状を送っていると誤認する可能性も減らせる。				交渉経過の削除を追加する。ただし個別削除も可能なためオプションを想定。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	
15	収納	4.2.4.	引き抜き	(実装すべき機能) 督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、調定額変更になったもの、コンビニ納付等の取消データの有無、発送までの期間に納付・充当、調定額変更、転居、宛名異動、及び徴収猶予になったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。(以下略)	(実装すべき機能) 督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、調定額変更になったもの、コンビニ納付等の取消データの有無、発送までの期間に納付・充当、調定額変更、転居、宛名異動、及び徴収猶予になったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。(以下略)			適切な抽出条件が見つからないケースであってもスムーズな引き抜きが行える。		7245と同様		
3660	収納	4.2.4.	引き抜き	督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、調定額変更になったもの、コンビニ納付等の取消データの有無、発送までの期間に納付・充当、調定額変更、転居、宛名異動、及び徴収猶予になったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。	督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、調定額変更になったもの、コンビニ納付等の取消データの有無、発送までの期間に納付・充当、調定額変更、転居、宛名異動、分納誓約、及び徴収猶予になったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。	分納誓約時には納付書は不要となるため				【提案】4.2.1.想定される条件に分納誓約を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	
582	収納	4.2.5	取課・収納情報管理	督促手数料は削除のみでなく、修正も出来ること。		実装しなくても良い機能になっているが、当該自治体では、登録情報から削除も修正も出来るため。				【提案】督促手数料の修正を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では556.4月から督促手数料を徴収していない。	督促手数料については、実装しなくても良い機能としている。
3558	収納	4.2.6	督促状の発送管理・送付状況管理	督促状の発送履歴を管理（参照、修正）できること。	固定資産税・都市計画税の共有者に対するものを含め、督促状の発送履歴を管理（参照、修正）できること。	共有者に対する納税通知書発行（固定資産税R.1.4等）を管理するのであれば、督促状発行についても同様のシステム管理を行う必要がある。				【提案】固定資産税の共有者に対するものを含めることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	
35	収納	5.1.1	年度繰越	市道民税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができること。		按分後の数字を反映させることにより、決算業務の効率化をはかる。				【提案】市道民税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	
5765	収納	5.1.1	年度繰越処理	繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留できることとあるが、過年度分については3/31以前に遡った調定異動や消込処理の場合は、処理を継続できること。同様に発生分については5/31以前に遡った調定異動や消込処理の場合は、処理を継続できること。	繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留できることとあるが、過年度分については3/31以前に遡った調定異動や消込処理の場合は、処理を継続できること。同様に発生分については5/31以前に遡った調定異動や消込処理の場合は、処理を継続できること。	繰越調整・確認を行う際に判明した、不整合や処理遅れ等の対応として、基準日より前の日付で異動を行うために修正が必要となるケースを想定。				【提案】任意の日付で調定異動や消込処理ができることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	

6459	収納	5.1.1	年度繰越処理		・確定延滞金や督促手数料の未納額について本税とは別に未納欠損情報を管理できること。	法令にのった機能				反映する	●	不納欠損情報について、本税と確定延滞金・督促手数料の未納額を別で管理できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
4600	収納	5.1.2	延滞金調定の繰越	確定延滞金・督促手数料について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。	確定延滞金・督促手数料について、未納調定分を抽出し、繰越処理ができること。				確定延滞金・督促手数料のみではなく、調定情報（調定額、収納額等）も繰越分として残すことを明確化するため	反映する	●	【提案】未納→未納調定に修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】市意見の通り、反映しない。	
4601	収納	5.2.1	調定情報管理	調定情報の項目： 「課税した年度・課税根拠のある年度・課税決定の通知書番号・納付の期別・課税調定額・延滞金調定額・年度繰越時課税調定額・納期限・法定納期限・課税更正前の納期日・公示送達日・申告区分・事業年度・通知日・更正日・更正発付日・更正請求日・修正申告提出日・法人住民税の延長月数」	調定情報の項目： 「課税した年度・課税根拠のある年度・課税決定の通知書番号・納付の期別・課税調定額・延滞金調定額・年度繰越時課税調定額・納期限・法定納期限・課税更正前の納期日・公示送達日・申告区分・事業年度・通知日・更正日・更正発付日・更正請求日・修正申告提出日・法人住民税の延長月数」	地方税法第13条ほか		納税通知書が返戻となった場合、督促状等を停止する必要があるが、返戻日を管理する項目がない場合、職員の手作業となるため	標準仕様書案（個人市民税）5.1. 返戻・公示処理のとり、課税システムでも収納システムへ連携することが想定されているため、せとうち3市自治体クラウド参加市である松山市・高松市についても、当該機能は必要であるとの共通認識で一致している。	反映する	●	【提案】納税通知書返戻日を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
5112	収納	5.2.1	調定情報管理	調定情報の項目： 「課税した年度・課税根拠のある年度・課税決定の通知書番号・納付の期別・課税調定額・延滞金調定額・年度繰越時課税調定額・納期限・法定納期限・課税更正前の納期日・公示送達日・申告区分・事業年度・通知日・更正日・更正発付日・更正請求日・修正申告提出日・法人住民税の延長月数」	調定情報の項目： 「課税した年度・課税根拠のある年度・課税決定の通知書番号・納付の期別・課税調定額・延滞金調定額・年度繰越時課税調定額・納期限・法定納期限・課税更正前の納期日・公示送達日・申告区分・事業年度・通知日・更正日・更正発付日・更正請求日・修正申告提出日・法人住民税の延長月数」			納税通知書が返戻となった場合、督促状等を停止する必要があるが、返戻日を管理する項目がない場合、職員の手作業となるため	（せとうち3市自治体クラウド参加市である松山市・高松市についても、当該機能は必要であるとの共通認識で一致している。）	反映する			No.4601と同様。		
38	収納	5.2.1	調定情報管理		調定情報の項目：「法定納期限等」				滞納整理に必要な情報であるため、調定情報に加えたいもの。	反映する	●	【提案】法定納期限等を追加し、「納期限、法定納期限、法定納期限等」に修正。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2164	収納	6.1.	納付書等発行（再発行）	(追加)	相続人代表、納税管理人、送付先が設定されている場合は、納付書に宛先に反映されていること。 要支拂対象者の場合、6.2.8の証明書発行と同様にアラートが表示されること。				区民から届け出のあった内容を反映する必要があるため。 アラート表示については、納付書にも住所が印字されるため。	保留		【事務局】共通要件で検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
2391	収納	6.1.1	納付書即時発行	取消し情報がある納税義務者に対して納付書の再発行をすする際に、アラートが表示されること。	取消し情報がある納税義務者に対して納付書の再発行をすする際に、アラートが表示されること。 納税決定通知書が未達者に納付書を発行すると、アラートが表示されること。			課税が成立しない納税義務者に対して、誤って納付書のみ手戻しし、再リスケ軽減できるため。		反映する	●	【提案】納税決定通知書が未達者に納付書を発行すると、アラートが表示されること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【確認】E市意見について、現行システムの運用及び機能の必要性を確認させていただく。	
2566	収納	6.1.1	納付書即時発行		収納管理に調定が連携されている法人市民税については、納付書が即時発行できること。	法人市民税様式は地方税法で定められているため。		標準仕様書から出力される法人納付書も統一されると、金融機関が消通データを作成するときの読み取りエラーが減少して不一致が削減されるため。		反映する	●	【提案】収納管理に調定が連携されている法人市民税については、納付書が即時発行できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		

4004	収納	6.1.1	納付書即時発行	<p>納付書の出力ができること（金融機関・郵便局コ ンピュータで使用でき、マルチペイメントに対応した統一 様式の納付書出力ができること）。</p> <p>出力の際、レビュー表示ができること。 出力の際、納付額を変更して出力できること。</p> <p>未納確定がない納税義務者に対して納付書の再 発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付 書の再発行をする際に、アラートが表示されるこ と。 返済済情報がある納税義務者に対して納付書の 再発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録後、納入通知書が発送されるま での間は、現年度の納付書の再発行を制限できる こと。</p> <p>差押等の充当用納付書が出力できること。 納付書に差押日が出力できること。 一般的な再発行納付書は、区別して出力でき ること。</p> <p>延滞金納付書について、本税未納の状態でも、 延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納 付税額として変更して出力できること。</p>	<p>納付書の出力ができること（金融機関・郵便局コ ンピュータで使用でき、マルチペイメントに対応した統一 様式の納付書出力ができること）。</p> <p>出力の際、レビュー表示ができること。 出力の際、納付額を変更して出力でき ること。</p> <p>未納確定がない納税義務者に対して納付書の再 発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付 書の再発行をする際に、アラートが表示されるこ と。 返済済情報がある納税義務者に対して納付書の 再発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録後、納入通知書が発送されるま での間は、現年度の納付書の再発行を制限できる こと。</p> <p>差押等の充当用納付書が出力できること。 納付書に差押日が出力できること。 一般的な再発行納付書は、区別して出力でき ること。</p> <p>延滞金納付書について、本税未納の状態でも、 延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納 付税額として変更して出力できること。</p>	<p>地方税法第20条の6の規定により、第三 者納付又は納入があった際、納付書(領収 書)に第三者納付又は納入者の氏名又は 名称を記載する必要があるため。 (例)●●●●様(△△△△様分) ・●●●●… 第三者納付・納入者氏 名・名称 ・△△△△… 納税義務者氏名・名称</p>					<p>【提案】宛名を変更して出力できることを追加。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	<p>【確認】市より修正不要との意見があるが、現在の運用及び機能の可否を確認させていただきたい。</p>
5641	収納	6.1.1	納付書即時発行		<p>滞納システムと連携し、既に特効となった固定 (借入れのみ、延滞金のみ含む)分を発 行する際、アラートが表示されること。</p>			<p>時効分＝徴収権が消滅した測定に対して、 誤って納付させることがないようにするため。</p>	<p>【提案】不能欠損分は発行できないことを追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>			
5642	収納	6.1.1	納付書即時発行	<p>固定資産税・国民健康保険税・住民税が 一つの納付書にまとめて出力できること。</p>		<p>宇土市では、集合税（固定資産税・住民 税・国民健康保険税）を採用しているため。</p>		<p>【事務局】税目欄で検討。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>				
5706	収納	6.1.1	納付書即時発行	<p>納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・ コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメン トに対応した統一様式の納付書出力できること）。</p> <p>選択した期別、全納、一部納付の納付書が出力 できること。 出力の際、レビュー表示ができること。 出力の際、納付額を変更して出力できること。 未納確定がない納税義務者に対して納付書の再 発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付 書の再発行をする際に、アラートが表示されるこ と。 返済済情報がある納税義務者に対して納付書の 再発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録後、納入通知書が発送されるま での間は、現年度の納付書の再発行を制限できる こと。</p> <p>差押等の充当用納付書が出力できること。 納付書に差押日が出力できること。 一般的な再発行納付書は、区別して出力でき ること。</p> <p>延滞金納付書について、本税未納の状態でも、 延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納 付税額として変更して出力できること。</p>	<p>納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・ コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメン トに対応した統一様式の納付書出力できること）。</p> <p>任意の指定納期限を設定できること。 法人市民税、事業所税の納付書を発行できるこ と。 選択した期別、全納、一部納付の納付書が出力 できること。 出力の際、レビュー表示ができること。 出力の際、納付額を変更して出力できること。 未納確定がない納税義務者に対して納付書の再 発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付 書の再発行をする際に、アラートが表示されるこ と。 返済済情報がある納税義務者に対して納付書の 再発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録後、納入通知書が発送されるま での間は、現年度の納付書の再発行を制限できる こと。</p> <p>差押等の充当用納付書が出力できること。 納付書に差押日が出力できること。 一般的な再発行納付書は、区別して出力でき ること。</p> <p>延滞金納付書について、本税未納の状態でも、 延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納 付税額として変更して出力できること。</p>			<p>業務上必要となるため。</p>	<p>【提案】指定納期限を設定できることを条件として追加す る。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	<p>帳票の印字項目にて検討する。</p>		
7660	収納	6.1.1	交付		<p>選択した期別と同税種年度（同通知書 号）の複数期別を1枚の納付書に期別単 位で表示し発行できること。（連記式納付 書）</p>		<p>合算領収書では期別の詳細が不明であるこ と、向来自ら支払対応できないため</p>	<p>【確認】6.1.10に「合算納付書の場合でも領収証書部 分には各期別内容が表示されること」をオプションで追加する。</p>	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	<p>【事務局】C回答 本市では合算納付書は使用しておらず、一枚一枚印刷してそれぞれ個別し、本納込しています。 実装された場合は、どのように消込等されるのでしょうか。 →合算納付書であっても、期別に消込される</p>			
453	収納	6.1.1	納付書即時発行		<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護等に関する法律第23条第1項に「～粘 着の保持に十分な配慮をしなければならない 。」「なお、支援対象者の住所の漏洩は防 ぐ必要があるため。</p>	<p>支援対象者やその代理人をかたった加害者 が住所を不正に入手し、支援対象者に危 害を及ぼすことを防止するため。</p>		<p>【事務局】共通要件で検討。</p>					

2107	収納	6.1.1.	納付書即時発行		分割納付者に対して、納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。				区民事務所等の担当窓口以外で再発行を求められたとき、分割対象期別の判断が難しい場合があるため、口座振替対象期別同様にアラートを表示したい。	反映する	●	【提案】分割納付者に対して、納付書の再発行をする際に、アラートが表示されることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3563	収納	6.1.1.	納付書即時発行		選択した期別、全納、一部納付の納付書が出力できること。				予納希望者に対しても納付書を発行できるよりにしてほしい。また予納の納付があった場合の課税ができるまでの納付データ保持についても考慮したい。	反映する	●	予納についても納付書が出力できること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
3956	収納	6.1.1.	納付書即時発行		納付書の出力ができること（金融機関・郵便局の窓口でも利用でき、オンライン納付、モバイル決済に対応した統一様式の納付書を出力できること） 選択した期別、全納、一部納付の納付書が出力できること。 出力の際、レビュー表示ができること。 出力の際、納付額を変更して出力できること。 未納調定がない納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 仮消込情報がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 当初課税処理後、納入通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書の再発行を制限できること。 変更等の充当用納付書が出力できること。 納付書に差押日が出力できること。 一般的な再発行納付書は、区別して出力できること。 延滞金納付書について、本税未納の状態でも、延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納付税額として変更して出力できること。	納付書発行時、住所氏名等の宛名情報の変更を行うことができること。 発行権限のアイコン登録が自動で行われ、後に履歴管理画面からイメージ確認ができること。			職員業務量の削減のため（住所氏名等の宛名修正ができることによる送付に至るまでの削減時間 2分/件。）	仕様の補足	反映する	●	【提案】宛名の変更を行うことができることを追加。 イメージデータ管理機能については、オプションとして追加。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ×宛名が変更できる機能と、実際の送付先が後で把握するのがややこしくならないか？	No4004と同様
5437	収納	6.1.1.	納付書即時発行		【実装すべき機能】※一部 未納調定がない納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 仮消込情報がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 当初課税処理後、納入通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書の再発行を制限できること	【実装すべき機能】※一部 未納調定がない納税義務者については、納付書の再発行ができないこと。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 仮消込情報がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 当初課税処理後、納入通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書の再発行を制限できること。 また、課税更正があった場合も更正通知書が発送される際はエラーが表示されること			未納調定がない納税義務者について、納付書の再発行はすべからず。 アラートを表示して再発行を許すのではなく、不可とすべき。 一方、当初課税処理後、納入通知書が発送されるまでの間については、現年度の納付書の再発行を「制限」という曖昧な表現でなく、エラーとすべき。課税更正があった場合も同様である。	反映する	●	【提案】当初課税処理後、納入通知書が発送されるまでの間は、分割→アラートで修正する。 「課税更正があった場合も更正通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書を再発行する際はエラーが表示されること」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。		
6645	収納	6.1.1.	納付書即時発行		JPQRに対応している（バーコード仕様を印字できること）				滞納管理3.1.7.のほうには記されているが、収納管理にて記されていない理由が解らなかった。	反映する	●	【提案】6.1.3.に「JPQRに対応しているQRコードを印字できること」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答		
6646	収納	6.1.1.	納付書即時発行		【実装してもしなくても良い機能】 納付書の発行時に、延滞金計算強制指定日とその有効期限を入力して発行履歴に記録でき（納付書への印字出力は不要）、消込による延滞金計算に利用できること。				納付書発行時に想定した納付予定日と実際の納付日との日数差の容認程度については、納付書発行時の交渉経過等の他、いきさきにまつ判断する事例が多いので、その発行時点で入力しておくことが効果的のため、この事項は他の自治体でも同様と思われるため。	保留		【確認】納付書の発行時に、延滞金計算強制指定日とその有効期限を入力して発行履歴に記録でき（納付書への印字出力は不要）、消込による延滞金計算に利用できること。この意見が見取られれば、必要性はあるか。また、発行システムの実装状況を教えてください。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 発行システムに実装は、滞納システムからの出力による記録やメモ機能で対応可能では 延滞金計算強制指定日とその有効期限を入力して発行した場合、発行システムでは延滞金計算日は記録に残るが、有効期限は記録されない。したがって、発行履歴が確認項目後の「消込による延滞金計算に利用できること」という部分は、当市は必要性を感じない。 発行システムで実装は、必要性もないと考えます。×管理等で代替可能と考えます。 -実装なし -当市においては、さほど多くはないので、想定より増えてしまった延滞金分の納付書を後日送付している。 -滞納システムに実装は、延滞金の計算が変わらない日付までを有効期限として、有効期限内に納付があれば滞納用納税証明書として使用できるシステムになっています。発行履歴としては、発行する以上ログとして残ればよく、消込による延滞金計算については、収納のつど自動計算されればよいので特に納付書即時発行のデータを連携させる必要はないと考えます。	【提案】交渉記録等で充足するとの意見が多いため、反映しない。	

6697	収納	6.1.1.	納付書即時発行		出力の際、納付期限を任意に設定できること。		納税者の要望に応じた期限設定を行うことを可能とするため。				反映する		5706と同様		
6698	収納	6.1.1.	納付書即時発行		出力の際、納付書の種類(区分)を選択できること。		収納管理業務の適正化・効率化のため。				反映する		【提案】法人住民税について、出力の際、納付書の種類(区分)を選択できること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1840	収納	6.1.10	合算納付書	複数期別を纏めた納付書を出力できること	複数期別を纏めた納付書を、収納対象となる期別を明示したうえで出力できること		充当先を明示することにより、納税者からの問い合わせに明確に回答できるようになる。				反映する		7660と同様		
4291	収納	6.1.11	発行情報・送付状況管理		「口座不能通知書」を追加					口座不能通知書の発行履歴も必要である。	反映する	●	【提案】「口座不能通知書」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
4606	収納	6.1.11	発行情報・送付状況管理	選択した対象者に対して発行した全期前納納付書・期別納付書・分割納付書・合算納付書・督促状の履歴が確認できること。	選択した対象者に対して発行した全期前納納付書・期別納付書・分割納付書・合算納付書・各納付書の種類(統一様式、払込取扱票等)・督促状の履歴が確認できること。		納税者がどの納付書を所持しているか把握できるため、問い合わせ等にスムーズに回答できる				反映する	●	【提案】履歴が確認できること→発行情報が確認できることに修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1097	収納	6.1.2.	納付書即時発行		払込取扱票は宛先番号、氏名、住所のみ印字したものが出力できること。		電子による分割納付中の者などに使用させる際、毎回の納付額が一定でない場合に金額欄が空欄の納付書が必要である。システムから出力できない場合は基込み文書等を別途作成する必要があり、作成事務が膨大になってしまうため。				反映する	●	【提案】「納付額を空欄で出力できること」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 △運用方法による。当市は必要性を感じない。 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
7656	収納	6.1.3	納付書仕様	ゆうちょ銀行用振込用紙(払込取扱票)を発行できること。			利用者が存在するため				反映する	●	6.1.2.で郵便局で振り込む際使用する旨を補記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1568	収納	6.1.3.	納付書仕様	納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に対応していること。	納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に対応していること。マルチペイメント使用期限は任意に設定できること。				マルチペイメントの使用期限をそれぞれの地方公共団体の実情に合うものに変更できる。		反映する	●	【提案】マルチペイメント使用期限は任意に設定できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
3404	収納	6.1.4.	コンビニコード仕様	納付書の納期限とは別に、コンビニコードの使用期限を設定できること。使用期限については、任意に変更できること。	納付書の納期限とは別に、コンビニコードの使用期限を設定できること。使用期限については、任意に変更できること。過年度分についても、現年度分と同様にコンビニコードが使用できること。		バーコードによるコンビニでの支払いの設定については住民の利便性に鑑み行われており、現年度分と同様に過年度分もコンビニ払いができるようにすることは利便性の向上に繋がるものである。				反映する	●	【提案】「過年度分についても、現年度分と同様にコンビニコードが使用できること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	

3299	収納	6.1.5	コンビニコード仕様	以下の場合にはコンビニコードを出力しないよう制御できること。 ・コンビニ使用期限を経過している場合（再発行時）	以下の場合にはコンビニコードを出力しないよう制御できること。 ・コンビニ使用期限を経過している場合（再発行時） ただし、任意で納期限を設定する場合には、コンビニコードを出力できること。				再発行納付書の出力については、当初納期限であれば、標準仕様で問題ないが、窓口にて任意指定による納期限にて発行する場合もあるため、その場合にはコンビニ納付が可能となるようコンビニコードの出力も必要となるため。	反映する	●	【提案】「ただし、任意で納期限を設定する場合には、コンビニコードを出力できること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	○確認項目の内容に異議はありません。	追加は不要と考えます。これは誤って過去の日付を期限として指定し納付書が発行した場合などで、期限切れのコンビニコードが出力されないようにするための要件と認識しています。そのため、「任意に納期限を設定した場合は出力できること」としてしまえば、出力しないよう制御する元の要件との矛盾が発生すると考えます。	【提案】市意見の通り、反映しない。
19	収納	6.1.5	コンビニコード仕様	(実装すべき機能) 以下の場合にはコンビニコードを出力しないよう制御できること。また、バーコードを出力できない理由を納付書に出力できること。 ・30万円を超える場合 ・コンビニ納付に対応していない税目の場合 ・その他の延滞金、督促手数料を含む コンビニ使用期限はシステムで初期設定され、かつ、任意で変更できること。	(実装すべき機能) 以下の場合にはコンビニコードを出力しないよう制御できること。また、バーコードを出力できない理由を納付書に出力できること。 ・30万円を超える場合 ・コンビニ納付に対応していない税目の場合 ・その他の延滞金、督促手数料を含む コンビニ使用期限はシステムで初期設定され、かつ、任意で変更できること。 発行システム、税目、発行年度毎の発行連番に応じたバーコードをコンビニコード作成システムで作成すること。使用期限は発行年度に基づきサブシステムで自動設定すること。			コンビニコードの規格「JIS 1-128」では、同一のバーコードを複数発行することを禁止していますが、同一の内容のデータを複数の納付書として出力するために再発行区分（1桁）を用意し、最大10枚まで出力できる仕様となっています。目前ではコンビニコードの有効期限を発行日の5年後の年度末日としており、有効期間が長いことから分割納付書や再発行納付書のために10枚以上の出力ができることが重要と判断し、コンビニコードに発行年度・発行システム毎の発行連番を付加し、同一の税目、年度、通知書番号、金額の納付書を10枚以上作成できるようにしています。このため、納付書のオンライン出力、バッチ出力のタイミングでコンビニコード作成システムと連携してバーコードを生成、取得、印字し、サブシステム内に納付書出力履歴が戻るようにする。納付書出力履歴は連絡情報から通知情報を復元する際に使用する。	反映する	●	【提案】条件に「コンビニ納付に対応していない税目の場合」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	○確認項目の内容に異議はありません。			
3194	収納	6.1.8	固定資産税		それぞれの共有者あての納付書が発行できる				各期についてそれぞれの共有者あての納付書が発行する	反映する	●	【提案】共有宛名→各共有者に修正。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	○確認項目の内容に異議はありません。		
963	収納	6.1.8	固定資産税	実装すべき機能：複数人の相続人に対して、納付書を出力できること。その時、納付書番号が管理できること（複数人から納付があったとき連行先を特定するため）	実装すべき機能：複数人の相続人に対して、納付書を出力できること。その時、納付書番号が管理できること（複数人から納付があったとき連行先を特定するため）	相続人全員での管理は必要不可欠な機能であり、納付状況により、連行すべき相続人の特定をするため、発行した納付書の管理をシステムでできることは必須であるため。	納付書の管理だけでなく、課税額の相違欠の機能であり、納付状況により、連行すべき相続人の特定をするため、発行した納付書の管理をシステムでできることは必須であるため。			反映する	●	【提案】複数の相続人に出力できることを追加。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	○確認項目の内容に異議はありません。	実装必須とする必要はないと考えます。連行するケースが大幅に増える運用となることから。	
3444	収納	6.1.9	市町村民税給与特別徴収	納付書再発行時には税額、督促手数料、延滞金を任意の額を指定して発行できること。	納付書再発行時には税額、督促手数料、延滞金を任意の額を指定して発行できること。			異動による税額変更に対応するため。		反映する	●	【提案】6.1.1で納付額→納付額（本税、延滞額）に修正。督促手数料についてはオプショナルとする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	○確認項目の内容に異議はありません。		
3770	収納	6.1.9	市町村民税給与特別徴収	個人住民税（特別徴収）の納付書は、納付書側で金額訂正できる納付書であること。	個人住民税（特別徴収）の納付書は、納付書側で金額訂正できる納付書であること。	従業員増減による税更正が頻発に行われる特別徴収において、金額訂正ができない納付書しか発行できない場合に法人担当者の事務量が増えるため。				反映する	●	【提案】納付書側で金額訂正できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答	○確認項目の内容に異議はありません。		
1819	収納	6.2.1	各種納税証明書発行	備考欄に自由に追記できること	備考欄に入れる文字を定型文から選択できること。公益法人の認定申請に使用する証明書には「過去3年以内において、市税の滞納処分を受けたことはありません。」の文言を選択できる等。また、自由に追記できること。			納税証明書の画一的な発行が可能となるため。		保留		【事務局】共通要件で検討				

1821	収納	6.2.1	各種納税証明書発行	納税証明書の発行年限を請求日の3年前の属する会計年度まで発行可能とすること。	地方税法第20条の10、同法施行令第6条の21					【提案】「法定納期限が請求日の3年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡って発行可能とすること」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 住居サービスとして3年以上納税証明発行している自治体もあるため、年度を限定的にしないほうがよいのではないかと。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 各市では法令の規定プラス1年度分の納税証明書を交付対象としています。交付可能な年数を記載するよりも、事務処理のミスを防ぐため、交付対象年以外の納税証明書の出力を制御するという記載にすべきと考えます。そのため、「発行可能年数を任意に制御できること」など、年数を指定しない形での要件化を希望します。 J回答 K回答	【提案】年度を指定しない記載に変更する。少なくとも3年間発行できることを備考欄に追加する。		●	
1824	収納	6.2.1	各種納税証明書発行	市・県民税（特別徴収）の対象となる納税義務者の納税証明発行時、特設事業所が滞納している場合に患傷がでること。				誤った情報の納税証明の発行を防ぐため。		【提案】6.2.5に「個人住民税（特別徴収）の対象となる納税義務者の納税証明発行時、特設事業所が滞納している場合にアラートが表示されること」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			●	
2836	収納	6.2.1	各種納税証明書発行	完納証明書を発行できること	(実装すべき機能) 年度を指定して当該期間すべてに未納がない(完納)証明書の発行ができること			完納証明にて証明できる期間に時効を迎えた部分を含まなため、過去五年間において滞納がないという証明にするため。		【提案】年度を指定して当該期間すべてに未納がない(完納)証明書の発行できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 年度(期間)を指定する必要はないのではないのでしょうか。	【確認】K市より修正不要との意見があるが、現在の運用及び機能の要件についてご教示いただきたい。		●	
4607	収納	6.2.1	証明書発行	市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。	未納がない証明は非課税(納税すべき税目がない場合)等でも発行可能であること。			設立して間もない法人(今後法人市居税がかかる場合)や、市県民税が非課税の場合、提出先に未納がないことが分かる証明を求められることが多いため。		【提案】「未納がない証明は非課税等でも発行可能であること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			●	
4608	収納	6.2.1	証明書発行	市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。	未納税額がある場合、赤字表記等で注意喚起できること。			現行のシステムでは「未納」が赤色で点滅しており、分かりやすく迅速な事務処理を行うことができるため。		【提案】未納税額がある場合、発行できないことを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			●	
6951	収納	6.2.1	各種納税証明書発行	滞納処分を受けたい証明書を発行できること。	滞納処分を受けている場合、証明書発行画面で注意喚起が表示されること。			注意喚起が表示されることで、内容の誤った証明書が発行されないようにするため。		【提案】滞納処分を受けたい場合は発行できないことを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			●	
7218	収納	6.2.1	各種納税証明書発行	市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。	領収書等で納付が確認できた場合に、強制出力ができること。			金融機関等で納付後間もない時期に証明書を請求した場合、システム上未納税額が発生する可能性がある。領収書等で確認し、強制出力で交付できれば、別途カード等で作成する必要がなく、窓口対応をスムーズにすることができるため。。		【提案】「領収書等で納付が確認できた場合に、強制出力ができること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 特に異議ありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			●	
7657	収納	6.2.1	各種納税証明書発行	名寄せ(同一人宛名)については、証明書の住所・氏名の出力については、同一グループの中から選択できること(例:本店または支店名で発行) また、収入証、収入未済額・納期未到来額については、発行時に自由に修正できること。				同一人でグループ化した宛名について固定化すると住民ニーズに対応できない また、証明金額については、窓口納付直後の証明書発行に対応するため修正機能は必要		【事務局】APPLIC確認中					●

3567	収納	6.2.3.	各種納税証明書発行	履歴の参照が可能であること。	発行日ごと、納税義務者ごとのそれぞれで履歴の参照が可能であること。				開示請求をなされたことを想定して、証明書の発行履歴は「発行日ごと」「納税義務者ごと」それぞれで検索できることを追加してほしい。	反映する	●	【提案】発行日ごと、納税義務者ごとを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	
4497	収納	6.2.4.	各種納税証明書発行	納期前と同日に納税証明書の発行処理を(以下略)	納期前以前に納税証明書の発行処理を(以下略)				未納期にならないという意味であれば、納期前日だけでなく、納期前以前に発行する場合を含む方が適切であると考えたため。	反映する	●	【提案】同日→以前に修正。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	
6706	収納	6.2.5.	納税証明書発行(個人住民税)		特別徴収分について、特別徴収義務者単位で未納通知が生じている場合、アラートが表示されること。	適切な情報を納税証明書に表示するため。				反映する		1824と同様		
4614	収納	6.2.7	仮消込への対応	消込前の段階でも、仮消込の状況(マルチペイメントネットワーク連絡分、コンビニ連絡分、窓口納付等オンライン登録分など)で、証明書を出力できること。	消込前の段階でも、仮消込の状況(マルチペイメントネットワーク連絡分、コンビニ連絡分、共通納税納付情報ファイル(納付日)受信分、窓口納付等オンライン登録分など)で、証明書を出力できること。	共通納税システムから受信する納付情報ファイル(納付日)は確実に入金する情報であるため		各自治体で運用が異なるが、共通納税納付情報ファイルの受信により証明書を出力しているため		反映する	●	【提案】共通納税納付情報ファイル(納付日)受信分を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	
5771	収納	6.2.7	仮消込への対応		出力する前にアラートを出力すること。			現行運用では仮消込状態での証明書交付は、領収書の確認ができない場合は原則行っていない。連絡データが取り消せる以上、変更できる運用ではないため、アラートで出力取りを抑制する。		反映する	●	【提案】「出力する前にアラートが表示されること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	
7677	収納	6.2.7	仮消込への対応	消込前の段階でも、仮消込の状況(マルチペイメントネットワーク連絡分、コンビニ連絡分、窓口納付等オンライン登録分など)で、証明書を出力できること。 仮消込状態の金額を証明書に反映するしないについて、パラメータ等で選択できること。	消込前の段階でも、仮消込の状況(マルチペイメントネットワーク連絡分、コンビニ連絡分、窓口納付等オンライン登録分など)で、証明書を出力できること。 仮消込状態の金額を証明書に反映するしないについて、収納状況ごとにパラメータ等で選択できること。(コンビニ連絡は仮消込状態の金額を証明書に反映するが、クレジット収納連絡は仮消込状態の金額を証明書に反映しない等)	クレジット収納については、地方自治法第231条の2第6項及び第7項に規定する指定代理納付者による立替払であるため、指定代理納付者が市に市税等の入金をしたときに、納付義務者が納付した時点で選択し、納付の効力を発生することから、仮消込による運用は行わないため。				反映する	●	【提案】「納付チャネルごと」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	
1100	収納	6.2.9.	発行禁止・警告		滞納者に対して証明を発行しようとした際に注意喚起するメッセージが表示されること。	納税証明書の発行希望があったらとは他税目の滞納のため、証明発行には差し支えない場合も表示されることを想定。滞納者本人が実行している場合に納税折衝の機会を得ることができるため。				反映する	●	【提案】6.1.1に「滞納者に対して証明を発行しようとした際に注意喚起するメッセージが表示されること」を追加。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 特に異議ありません。	
1602	収納	7.1.1	督促状作成	なし	・督促状の返戻者情報に、「再送日」及び「再送理由」を追加すること。 ・返戻に付し督促状の法的効力(時効中断効)の変更機能を追加すること。			督促返戻者の債権の時効管理を適切に行うため。		反映する	●	【提案】返戻者情報に「再送日」及び「再送理由」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。	
3503	収納	7.1.1	返戻者情報管理		督促料の調定を削除すること			督促手数料を設定している自治体は1.1.5と同じ理由で調定に反映が必要。		反映する	●	【提案】7.1.3.に督促手数料の調定を反映されることをオプショナルで追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではSS6.4月以降督促手数料を徴収していない	督促手数料については、実装してもしなくても良い機能としている。

6871	収納	7.1.1	返戻者情報管理	督促状の返戻者情報（調査状況・結果、返戻日、入力日、返戻事由、公示予定日）の履歴を管理（参照、登録、修正）できること。 督促状の返戻入力日について、滞納システムに連携できること。	督促状の返戻日について、滞納システムに連携できること。				督促状の返戻入力日ではなく、返戻日について、滞納システムに連携することが必要であるため。	反映する	●	【提案】返戻入力日→返戻日に修正	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に異議はありません。	【提案】H回答 返戻日の他に再発送日も滞納システムに連携する必要があると考えます。 →再送日を追加済み。	●
3960	収納	7.1.1.1	返戻者情報管理	督促状の返戻者情報（調査状況・結果、返戻日、入力日、返戻事由、公示予定日）の履歴を管理（参照、登録、修正）できること。 督促状の返戻入力日について、滞納システムに連携できること。	返戻情報は発送通知時、期別毎に入力できること 返戻情報一覧をEUCで出力し、自由に加工できること 滞納システムへの連携情報としては（返戻日、対象期別、記事への自動登録）を可視とすること			滞納システムで情報確認時、個人初期画面の記事へ情報が確認できる方が取次業務上、利便性が高いため（システム内部の期別情報の中まで連携して情報確認する時間を削減する、削減できる時間 30秒/件）	反映する	●	【提案】返戻情報は期別毎に入力できること」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。			
3571	収納	7.1.2	公示送達対象者抽出	返戻になった督促状の該当者を公示予定日抽出し、公示状態に変更できること。	返戻になった督促状、送付通知書・充当通知書の該当者を公示予定日で抽出し、公示状態に変更できること。			送付通知書・充当通知書についても督促状と同様に返戻が取り扱われる。	反映しない			【確認】送付通知書・充当通知書を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。		
3504	収納	7.1.3	公示送達処理		公示日に督促の調定が反映されること			督促手数料を確定している自治体は1.1.5と同じ理由で調定に反映が必要。	反映する	●		【提案】公示日に督促の調定が反映されることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。		
4057	収納	7.1.3	公示送達処理	公示送達の情報（公示日、公示理由等）を管理（参照、登録、修正）できること。 公示送達一覧表が出力できること。 督促状の公示日について、滞納管理システムに連携できること。	公示送達の情報（公示日、公示理由等）を管理（参照、登録、修正）できること。 公示送達一覧表が出力できること。 督促状の公示日について、滞納管理システムに連携できること。 公示期間中に異動があったものを抽出できること。	公示送達の完成要件とならないものを抽出するため。			反映する	●	【提案】公示期間中に異動があったものを抽出できること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。			
2898	収納	9.1.1	滞納システムとの連携	滞納管理システムの異動情報（処分情報、不能欠損情報等）を収納システムに連携できること。	滞納管理システムの異動情報（処分情報、不能欠損情報、時効情報等）を収納システムに連携できること。			時効の連携についても明記しておいたほうが良いと思われる。	反映する	●		【提案】時効情報を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 【意見】 納付書発行のアラートや口座振替等の関係で分割納付情報も連携した方がよいと考える。	【提案】E市意見の通り、分割納付情報を追加する。	●
40	収納	9.1.1.1	滞納システムとの連携	収納システムの異動情報（調定情報、納付情報、延滞金等）、督促発布履歴・削除履歴・返戻履歴、公示送達履歴、宛名情報（納税管理人、口座情報、送付先情報）を滞納管理システムに連携できること。	収納システムの異動情報（調定情報、納付情報、延滞金等）、督促（固定資産税共有者分含む）発布履歴・削除履歴・返戻履歴、公示送達履歴、宛名情報（納税管理人、口座情報、送付先情報）を滞納管理システムに連携できること。	固定資産税共有者分の管理がシステム上で可能となり、エクセル等での別管理が不要となる。		固定資産税9.1.2.共有者への納税通知書等発行についても、同時に滞納管理システムへ連携が必要。	反映する	●		【提案】督促について固定資産税共有者分含むを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。		
3011	収納	9.2.1	納税管理人の設定	税目毎・年度毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。	税目毎・年度毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。			賦課収納と相続人や納税管理人が異なることがないため。	反映する	●		【提案】各課税システムから連携し、設定されることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。		
6964	収納	9.2.1	納税管理人の設定	死亡者・転出者に対して、納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。	死亡者・転出者に対して、相続人代表者、納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。			相続人代表者の抽出も必要のため。	反映する	●		【提案】相続人代表者を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。		

7256	収納	9.2.1.	納税管理人の設定	税目毎・年度毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。 死亡者・転出者に対して、納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。 設定済みの対象者を抽出できること。	税目毎・年度毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を個人、法人どちらにも設定できること。 死亡者・転出者に対して、納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。 設定済みの対象者を抽出できること。	破産管財人については、破産法第78条第1項(破産手続開始の決定があった場合には、破産財産に関する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する)とあり、相続財産管理人については、民法953条に第27条から第29条までの規定は、前条第1項の相続財産の管理人について適用する。とあり、清算人については、民法688条に「民法688条第1項；清算人の職務は、次の通りとする。第1号；債務の終了、第2号；債権の取り立て及び債務の弁済、第3号；残余財産の引き渡し。民法688条第2項；清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。送付先の設定として選択できるようにする必要があるため。				反映する	●	【提案】破産管財人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を設定できることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
1786	収納	9.2.2	送付先等管理	税目毎に送付先、連絡先(電話番号等)を設定できること。	税目毎に送付先、連絡先(電話番号等)を複数設定できること。					固定電話や携帯電話等、複数の連絡先を登録できることが望ましいため。	反映する	●	【提案】電話番号は自宅/勤務先/携帯をそれぞれ登録できること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
3785	収納	9.2.2	送付先管理		収納システムでも課税システムで設定した発送先を利用できること			住民のニーズに対応するため			反映する	●	【提案】9.2.1.に課税システムからの連携を追加。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
2344	収納	9.3.2	検索条件	氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分、税目、年度、通知書番号、世帯番号での検索ができること。 カナ・漢字での検索はあいまい検索ができること。	氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分、税目、年度、通知書番号、世帯番号、物件番号での検索ができること。 カナ・漢字での検索はあいまい検索ができること。				WTCにおいて、各税目間で以下のとおり認識を共有したため、物件番号についても検索できる必要がある。 通知書番号；発行した通知書単位で割り振られるユニークな番号 納税義務者の宛名番号；納税義務者(宛名)単位で割り振られるユニークな番号 物件番号；課税物件単位で割り振られるユニークな番号	反映する	●	物件番号を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
5710	収納	9.3.2	検索条件	氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分、税目、年度、通知書番号、世帯番号での検索ができること。 カナ・漢字での検索はあいまい検索ができること。	氏名(カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分、税目、年度、通知書番号、世帯番号、口座番号、送付(所当)番号、納税者IDでの検索ができること。 カナ・漢字での検索はあいまい検索ができること。				業務上必要となるため。	反映する	●	【提案】eLTAx納税者IDを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
6966	収納	9.3.2	検索条件	記載なし	複合検索が可能なこと					検索結果件数を少なくした方が効率が良いため	反映する	●	複合検索が可能なことを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
1104	収納	9.3.2.	検索条件		土地・家屋の所在地から検索ができること。			対象の土地・家屋の所有者の確認を容易にすることで、確認作業に要する時間を短縮することができるため。			反映する	●	【提案】土地・家屋の所在地から検索ができること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
2511	収納	9.3.2.	検索条件		収納情報があるもののみと、全体(収納情報がないものも含む)で検索できること。					市民からの問い合わせ対応等に必要のため。	反映する	●	【提案】納付の有無で絞り込みが出来ることを追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答
2174	収納	9.3.3.	検索条件	(追加)	法人名称(あいまい)、所在地、電話番号検索に対応していること。			指定番号が不明な場合でも事業所を特定できるようにするため。			反映する	●	法人名称、所在地を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 ○確認項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答

6717	収納	9.4.3.	同一人管理		同一人設定の解除ができること。					同一人の管理を適切に行うため。			【提案】同一人設定の解除ができることを追加する。	A回答 収納管理に限らない要件のため標準システム共通の要件として定義する必要があると考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 ○権限項目の内容に特に異議はありません。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答			
										反映する	●						